千葉市再犯防止推進計画

計画期間 令和４（2022）～８（2026）年度

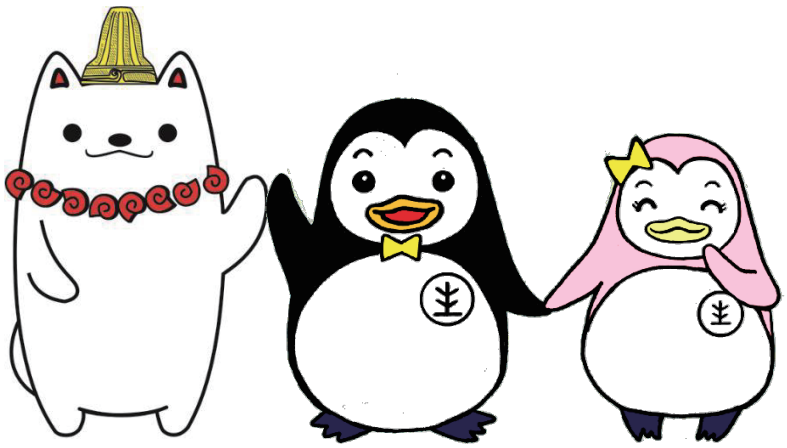

加曽利貝塚ＰＲ大使
かそりーぬ

更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん

令和５（2023）年１月

千葉市
CHIBA CITY

はじめに

近年、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にあるものの、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、上昇傾向にあります。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居が確保できない人、障害者や独居高齢者、薬物等の依存症の人など、地域の中で生活する上で様々な支援を要する人が多く見受けられます。

こうした人たちが、再び罪を犯してしまうことを防ぐため、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して犯罪や非行をした人の立ち直りを支える取組みを行うことは、犯罪のない社会を築くためにも、とても大切なことです。

そこで、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で、安心して暮らせる社会を実現するため、「千葉市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画は、犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制を構築し、適切な支援に着実につなげ、出所後に安定した生活を送ることができるよう、刑務所等を出所する前の段階から相談に関わり、各種行政サービスの提供や寄添い支援を行っていくことを特徴としています。また、国や県、民間団体等との相互連携を強化するためのネットワークを構築し、支援に関する意見交換や情報共有を行うことにより、再犯防止に係る知見やノウハウを蓄積して更なる支援の充実を図ることとしています。市民の皆様には、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、千葉市再犯防止推進計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員や本計画の策定に向けた連絡協議会委員をはじめとする関係者の皆様、並びにパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和５年１月

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市再犯防止推進計画　目次

■第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４　支援対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

■第２章　再犯防止を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　犯罪の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移・・・・・・・・・・・５
（２）刑法犯の検挙者中の再犯者人員、再犯者率の推移・・・・・・・・・・６
２　犯罪をした人の処遇について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）成人による刑事事件の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）非行少年に関する手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　刑務所等の出所時における動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合・・・・・・・・・・15
（２）保護観察終了時に無職である人の数及びその割合（成人・少年）・・ 16
４　高齢者の再犯を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（１）刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合・・・・・・・・・・・・・・・17
５　薬物犯罪を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（１）薬物事犯者における検挙件数、検挙人員の推移・・・・・・・・・・・18
６　少年等を取り巻く犯罪等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（１）刑法犯少年の検挙人員、再犯者数・再犯者率・・・・・・・・・・・・19
７　更生保護にかかわる人たちを取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・19
（１）保護司数・充足率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（２）“社会を明るくする運動”行事参加人数 ・・・・・・・・・・・・・・20
（３）協力雇用主数・協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の状況
・・・・・・・・・・・・・・20
８　再犯防止にかかる市民の意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

■第３章　施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
１　犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築・・・・・24
（１）地域を取り巻く現状認識と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

（２）重層的・包括的相談支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２　個別課題の解決に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（１）就労・住居の確保のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組・・・・・・・35
（３）非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組・・・・・・・37
（４）犯罪をした人等の特性に応じた支援等のための取組・・・・・・・・41
（５）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組・・43
（６）国・民間団体等との連携を強化するための取組・・・・・・・・・・47

■第４章　計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
１　計画策定の効果～つなぐ意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
２　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
３　計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

■コラム
千葉県警察本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
千葉地方検察庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
千葉刑務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
東京矯正管区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
千葉県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
千葉県地域生活定着支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・28
千葉公共職業安定所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
千葉県帰性会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）・・・・・・・・・・・・・ 39
八街少年院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
千葉市保護司会連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
千葉市更生保護女性会連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
千葉県弁護士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
千葉市社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
千葉保護観察所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

■資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

■第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

（１）計画の趣旨

警察等の捜査機関が犯罪の発生を把握したことを示す刑法犯の認知件数は、全国的に年々減少傾向にある一方で、刑法犯により検挙された人のうち、検挙が２回目以上となる再犯者については、減少傾向にあるものの、それを上回るペースで検挙が１回目となる初犯者の人数も減少し続けていることから、令和２（2020）年の検挙者に占める再犯者の割合が 49.1%となり、昭和 47 年以降最も高くなりました。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する人、薬物等への依存のある人、高齢や障害により支援を必要とする人など、地域の中で生活する上で様々な支援を要する場合が多く見受けられます。

こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、地域で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が緊密に連携協力して行うことが重要となります。平成 28（2016）年 12 月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、市においても、福祉などの関係機関や様々な支援団体と連携しながら、犯罪のない社会を目指すことはもとより、再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援し、安全で、安心して暮らせる社会を実現するため、「千葉市再犯防止推進計画」を策定します。

（２）国・千葉県・千葉市の状況

ア　国の取組

全国の刑法犯の認知件数は、平成８（1996）年以降増加を続け、平成 14（2002）年に戦後最多となる約 285 万件にまで達しました。これを受け、国は平成 15（2003）年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた結果、平成 15（2003）年以降の刑法犯認知件数は毎年減少しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18（2006）年に最多となったことを受け、平成 19（2007）年版犯罪白書では、国民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する

必要性と重要性が指摘されました。

その後、平成 24（2012）年７月に、「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で決定し、平成 25（2013）年 12 月には、令和２（2020）年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。

平成 26（2014）年 12 月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議で決定し、令和２（2020）年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を３倍にする」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を３割以上減少させる」という数値目標を設定しました。

平成 28（2016）年７月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定し、これらの支援に関する施策に取り組むこととしました。

そのような中、平成 28（2016）年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法を制定、施行しました。

また、平成 29（2017）年 12 月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画を策定しました。

イ　千葉県の取組

千葉県においては、平成 22（2010）年 10 月に「千葉県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障害により福祉の支援が必要な刑務所等の出所予定者等の社会復帰を支援しています。

また、平成 30（2018）年度から３年間、国の「地域再犯防止推進モデル事業」を実施し、社会復帰に向けた包括的支援体制の検討・実施・効果検証等を行い、その成果を柱とした「千葉県再犯防止推進計画」を令和４（2022）年１月に策定しました。

ウ　千葉市の取組

再犯防止推進法の施行前から、様々な団体が犯罪や非行を未然に防止する活動をしています。

千葉市でも保護司会等の更生保護団体の活動に対し支援を行っており、平成 25（2013）年度からは、更生保護サポートセンターの設置支援として、区役所等の１室を提供しており、現在は市内６地区に設置しています。

また、千葉市保護司会連絡協議会と平成 26（2014）年 3 月に就労支援協定を締結し、若年の保護観察対象者に対する就労機会の提供を通じた一般就労の支

援を行っています。

本計画を策定するにあたっては、令和３（2021）年度に千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会を設置し、計画内容の協議・検討を行うとともに、令和４（2022）年４月にＷＥＢアンケートを実施し、市民の意識調査を行いました。

２　計画の位置づけ

千葉市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、千葉市の市政運営や施策の基本となる「千葉市基本構想」及び「千葉市基本計画」の理念や将来像との整合を図るとともに、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりを推進する「支え合いのまち千葉 推進計画（千葉市地域福祉計画）」をはじめ、関連する個別部門計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国等の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。

そこで、本計画における施策では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした人等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組についても、推進を図ります。

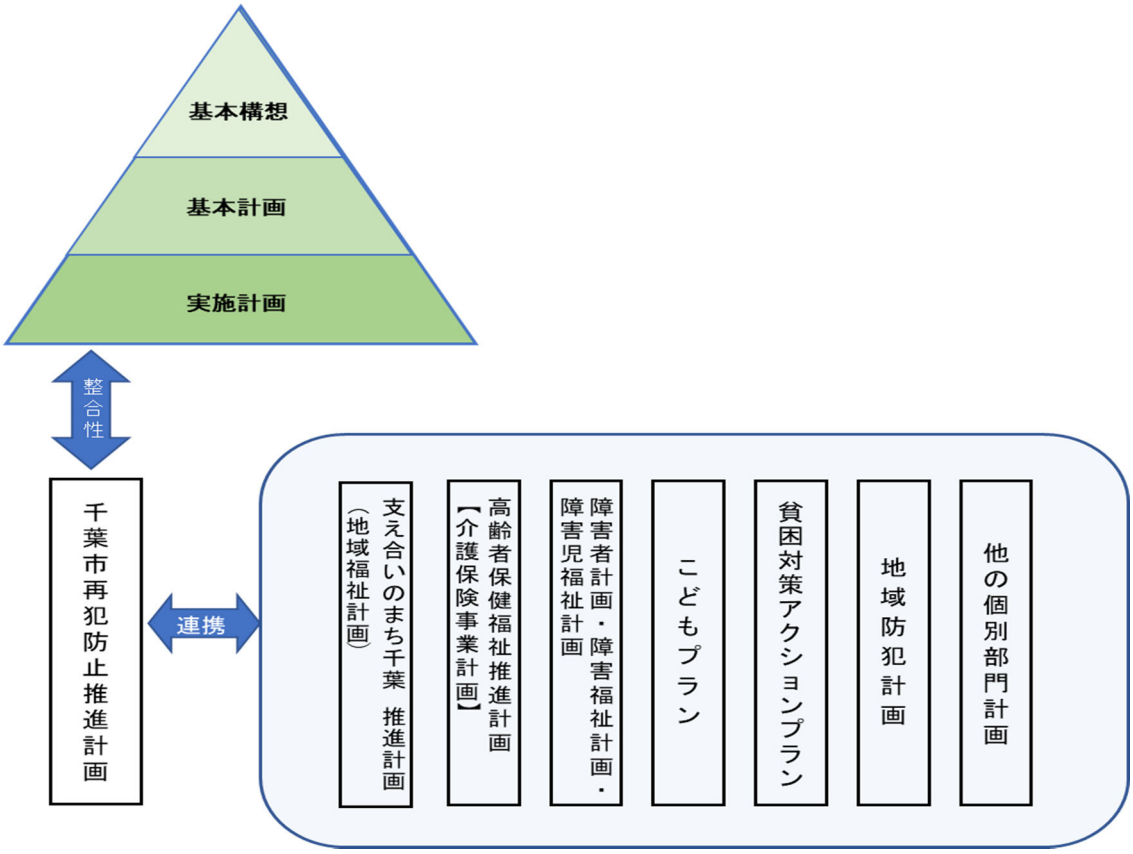

３　計画期間

令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までとします。

４　支援対象者

本計画の支援の対象となる人は、再犯防止推進法第２条第１項の規定に基づく「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年※若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者、満期釈放者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

※少年

令和４年４月１日から民法上の成人年齢は18歳以上になりましたが、18歳及び19歳の人には引き続き少年法が適用されるため、刑事司法上は「特定少年」として少年に準じた取り扱いがなされることとなりました。

５　基本方針

再犯防止の取組は、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法機関とともに地方公共団体、民間団体等の関係者が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

そのため、千葉市では、再犯防止推進法第３条に規定されている基本理念及び同法第４条の国等の責務のもと、本計画を推進するための基本方針を次のとおり定めます。

（１）犯罪をした人等も地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取組を推進します。

（２）国・県等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

（３）国・県等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。

（４）再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行います。

■第２章　再犯防止を取り巻く状況

１　犯罪の発生状況

（１）刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移

千葉県の刑法犯認知件数は年々減少しており、令和３（2021）年には 32,638 件と、平成 29（2017）年の認知件数である 52,974 件と比較すると、約 40%減少しています。また、そのうち千葉県警察における令和３（2021）年の検挙件数は、12,359 件で、検挙人員は 7,663 人となっています。

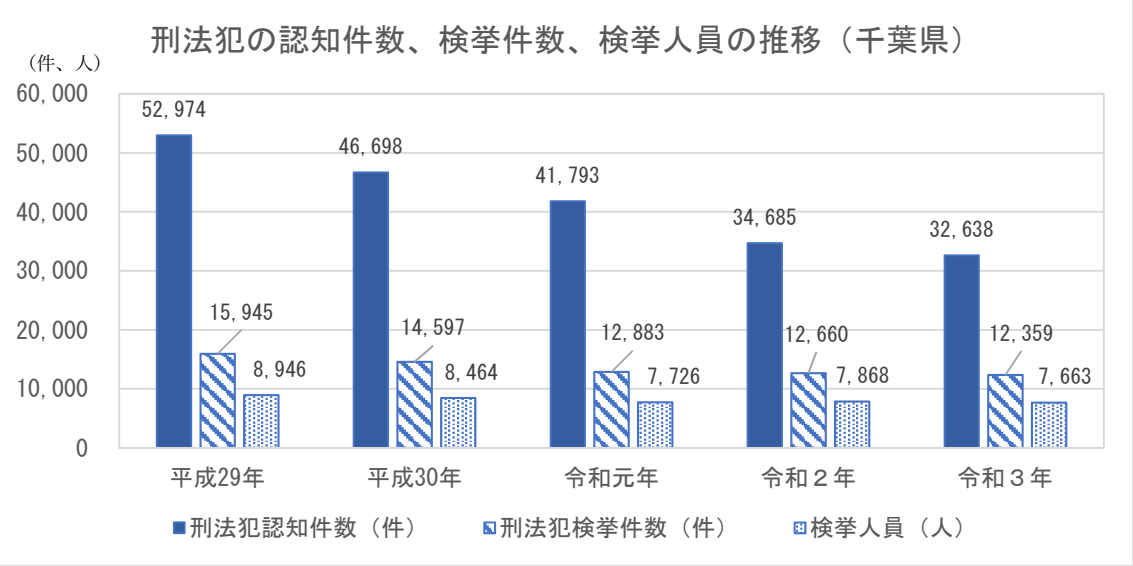

出典：千葉県警察ホームページ

（２）刑法犯の検挙者中の再犯者人員、再犯者率の推移

市内の刑法犯における検挙人員及び再犯者人員※は減少傾向にあるものの、再犯者の割合は、５割以上を推移しています。

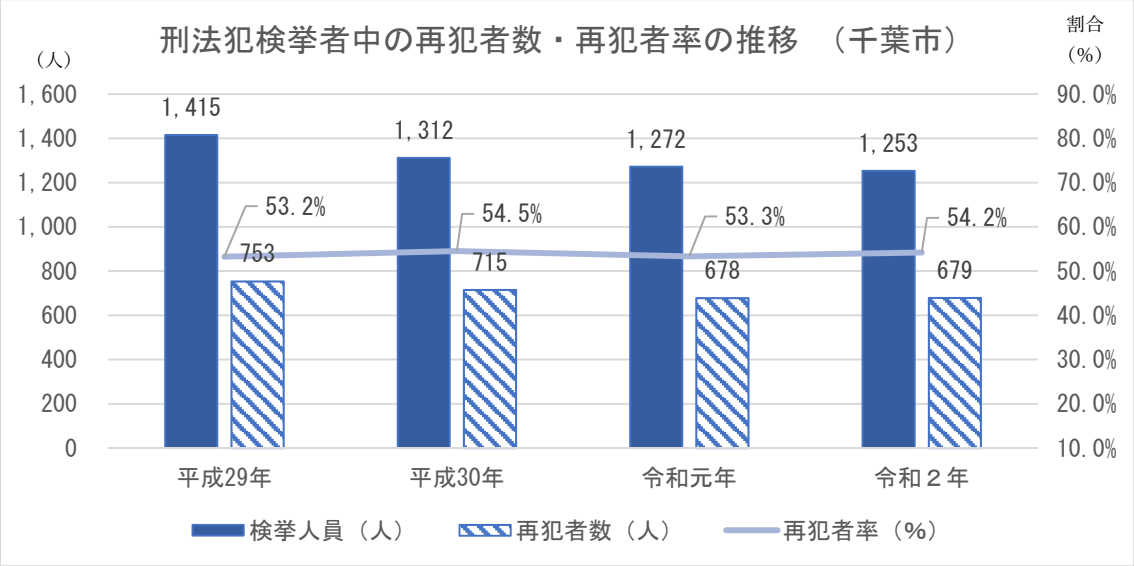

出典：東京矯正管区提供データ

※市内の刑法犯における検挙人員及び再犯者人員

このグラフは、千葉市内の警察署の 20 歳未満を除く検挙人員及び再犯者人員の統計データに基づき作成しています。

２　犯罪をした人の処遇について

（１）成人による刑事事件の流れ

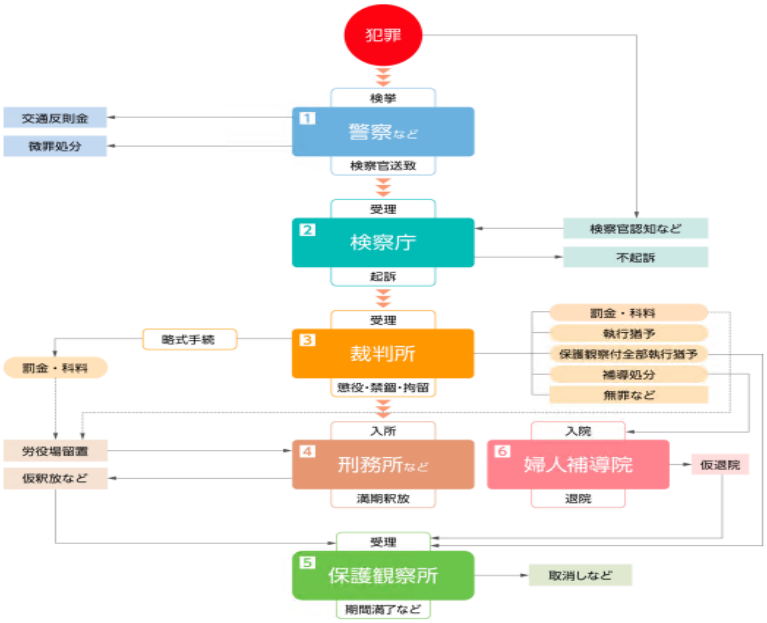

出典：令和３年版再犯防止推進白書

①　警察など

警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

②　検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③　裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役※、禁錮※、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が３ 年以下の懲役・禁錮等の場合は、情状によりその執行を全部又は一部猶予したり、更にはその猶予の期間中、保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

※懲役、禁錮

令和４年６月 17 日公布の「刑法の一部を改正する法律」により、施行日（公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）から、「懲役、禁錮」は「拘禁刑」となります。

④　刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤　保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥　婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

（２）非行少年に関する手続の流れ

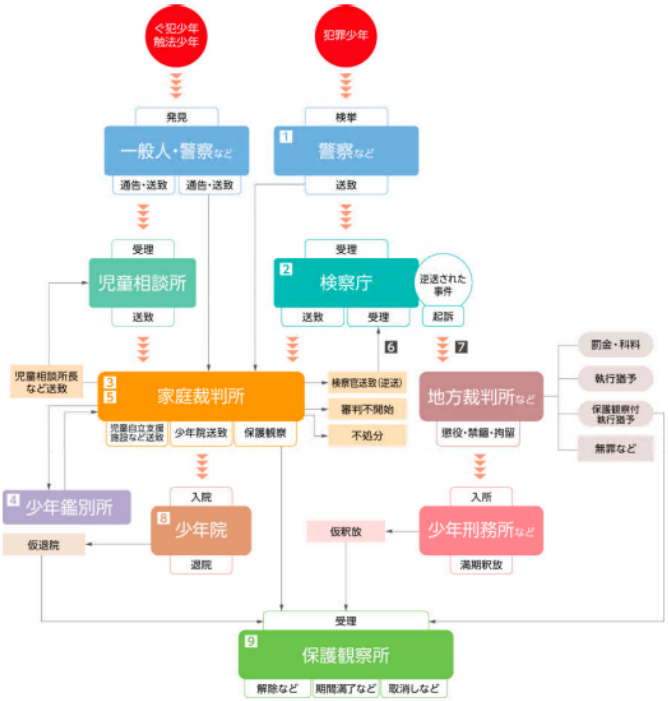

出典：令和３年版再犯防止推進白書

①　警察など

警察等が罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として事件を検察官に送致します。

②　検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③　家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質や環境等について調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④　少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っています。（こうした取組を「地域援助」と言います。）

⑤　家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要がないと認める等の場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致等の決定を行います。

⑥・⑦　検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16 歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合及び 18 歳以上の少年（「特定少年」という。）のとき犯した死刑、無期又は短期（法定刑の下限）１年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧　少年院

少年院は、少年の年齢、心身の状況及び非行傾向等から以下の５種類に分けられており、それぞれの少年院において、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

第１種少年院…保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害がないおおむね 12 歳以上 23 歳未満の人（第２種少年院に該当する人を除く。）

第２種少年院…保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね 16 歳以上 23 歳未満の人

第３種少年院…保護処分の執行を受ける人であって、心身に著しい障害があるおおむね 12 歳以上 26 歳未満の人

第４種少年院…少年院において刑の執行を受ける人

第５種少年院…特定少年に対する２年の保護観察の執行を受け、かつ、遵守すべき事項を遵守しなかったと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた人

⑨　保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

コラム【千葉県警察本部より寄稿】

非行少年を生まない社会づくりの推進について

1　活動の経緯

　県下の刑法犯少年の検挙人員は、年々減少しており、令和３年はピークであった平成 16 年から 10 分の１に減少しております。しかしながら、刑法犯少年の再犯者率は、ここ数年３割を超える高水準で推移しております。

　少年が非行に走る背景には、

〇家庭や地域社会の教育機能の低下
〇少年自身のコミュニケーション能力の不足
〇社会の中に自分の居場所を見出せずに孤立感・疎外感を感じている

ことなどが挙げられ、これらの要因が少年の規範意識の低下につながっていると思われます。

　そこで、千葉県警察では、

〇少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動
〇少年を見守る社会気運の向上

を２つの柱として、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。

2　主な活動内容

（１）少年警察ボランティア、千葉県警察学生サポーター等と連携した立ち直り支援活動

　少年警察ボランティア等の協力を得て、少年に対して田植えや稲刈りなどの農業体験、料理教室、スポーツ活動などの各種活動を実施し、

・社会との協調性、コミュニケーション能力の向上
・自己肯定感、達成感の獲得や勤労の喜びの体得
・地域社会・参加者との絆づくりの構築

　を図るなど、個々の少年の状況に応じた少年の居場所づくり活動を実施しています。

※少年警察ボランティアとは、少年非行防止を図るための民間協力者として警察本部長や公安委員会の委嘱を受けた方々を言います。

※千葉県警察学生サポーターとは、少年の非行問題に関心があり、熱意と行動力のある大学生を少年課長がサポーターに委嘱し、警察と協力して立ち直り支援活動等を実施しているボランティアのことを言います。

（２）少年を見守る社会気運の向上

　少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の声かけ・あいさつ運動や街頭補導の実施、万引き等の初発型非行を防止するための、非行防止教室等を開催しています。

コラム【千葉地方検察庁より寄稿】

検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行い、真相を解明して、起訴・不起訴を判断し、起訴した事件について、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。

また、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生等についても視野に入れて、捜査・公判活動を行っています。

千葉地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」（ 以下「支援室」という。）を設置し、罪を犯した者の再犯防止・社会復帰支援等に取り組んでいます。

再犯防止･社会復帰支援では、主に、起訴を猶予された者、罰金となった者、刑の執行を猶予された者等のうち、高齢、障害、生活困窮等の事情により、独力での自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉的支援（医療的支援を含む。以下同じ。）を必要としており、これを実施することによって、再犯防止を期待できる者（以下「対象者」という。）について、対象者が福祉的支援を受けることに同意した場合、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが直接対象者と面談し、対象者の医療的・福祉的ニーズを把握した上、居住・就労・医療・生活等について検討し、対象者の希望も踏まえて、関係機関との連絡調整を行うことにより、対象者にとって最も有効かつ適切と思われる医療や福祉関係機関あるいは保護観察所につなぐ取組（つなぎ支援）を行っています。

支援した事案には、高齢のホームレスによる万引き事案や、障害のある生活困窮者による暴行事案など、複数の問題を抱える対象者による犯罪が少なくありません。

その場合、支援策は一律ではなく、対象者の抱える問題の一つ一つを解決に導いてくれる支援先につなぐ必要があります。

支援室では､そういった様々な問題を抱える対象者について､関係機関の方々と連絡調整を行い、その協力を得て活動をしています。

この活動は、新たな被害者を生まないためにも重要な取組です。

対象者が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰ができるよう、地域の関係機関等と連携を図りながら、支援に努めていきたいと考えています。

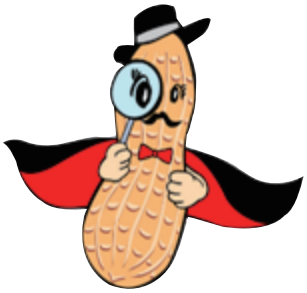

千葉地検キャラクター「らっか正義君」

コラム【千葉刑務所より寄稿】

支　援　の　輪

千葉刑務所は、執行刑期10年以上の実刑を受けた犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容している矯正施設であるとともに、拘置所の役割を持っており、受刑者と併せて約1,000名の被収容者を収容している施設です。

現在、当所で服役している受刑者の平均年齢は、52歳前後で推移しており、65歳以上の高齢受刑者が全体の約24パーセント、精神疾患等を有する者が約16パーセント、身体疾患等を有する者が約31パーセント、知能指数70未満の者が約14パーセントといった状況であり、出所後に自立した生活を送ることが非常に難しい受刑者が多く存在しています。

そのような状況下で、特別調整の条件に合致せず、対象者に選定されなかったものの、福祉的支援が必要であるという受刑者が増加しています。そこで、矯正施設における独自の取組として、社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する福祉専門官が、受刑者の福祉ニーズを早期に把握した上で、必要に応じて各種障害者手帳の取得や要介護認定の手続などを実施し、また、帰住先がない場合は住まいの確保に対する支援を実施するなど、受刑者の円滑な社会復帰に向けた福祉的支援を行っています。

受刑者は、いずれは出所し、社会へと戻ります。しかし、その時に社会での「居場所」がなければ、再び、犯罪に手を染めてしまうという傾向があります。

矯正施設のみでは、社会での居場所の確保などの福祉的支援には限界があり、最終的には、犯罪した者を受け入れていただく地域の皆様の御協力と温かい御支援が大変重要です。そして、誰も犯罪をしない、被害に遭わない、平和で安全な社会を作るためには、官民の壁を超えた「支援の輪」が必要不可欠であると感じております。

以前は、矯正施設と限られた関係機関による支援が中心でしたが、ここ数年で民間協力者やＮＰＯ法人等との連携体制が幅広く構築され、支援の輪は着実に拡大しております。昨年度は千葉県において、再犯防止推進計画が施行され、さらに本年度は、千葉市再犯防止推進計画が策定され施行されるとのことで、支援の輪はさらに大きくなっていくものと確信しております。そして、本計画が多くの市民の皆様の目に留まり、矯正施設から社会へと切れ間のない福祉支援へと繋がり、日本一犯罪の少ない安心安全な市になりますことを祈念しております。

千葉刑務所では、本計画を推進し、「支援の輪」の拡大を目指して取り組んで参りますので、今後とも御協力と御支援をよろしくお願い申し上げます。

コラム【東京矯正管区より寄稿】

東京矯正管区の紹介と取組～「更生支援」を知ってほしくて～

東京矯正管区は、関東甲信越･静岡地域に所在する刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の「矯正施設」を所管する法務省の地方機関です。矯正管区は、東京のほかにも札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡に所在し、それぞれのブロックにおいて所管する矯正施設の管理・運営のほか、矯正施設に収容された人たちの再犯防止・更生支援に向けた取組の推進を行っています。罪を犯した人の多くは刑務所や少年院等を出た後、再び地域社会に戻りますが、彼・彼女らが二度と犯罪に至ることなく、安定した生活を送るためには、何よりも地域の方々のご理解（彼らの更生を見守る温かい眼差し）とご協力（時に彼らの更生を後押しする温かい手）が必要です。

そこで、東京矯正管区では、多くの方にまず「再犯防止」･「更生支援」を知っていただくとともに、罪を犯した人たちを支える人・組織をつなぐことを目的とした「関東更生支援ネットワーク」を 2021 年６月に関東地方更生保護委員会とともに立ち上げました。少しずつではありますが、更生支援に関するトピックス・イベント情報の配信やセミナーの開催を行い、「誰一人取り残さない、そして新たな被害者を生まない安心・安全な社会」の実現に向けた活動を行っています。

同ネットワークは、罪を犯した人たちの更生支援に興味関心がある方であれば、どなたでも無料で参加ができ、現在では、実際の支援に携わっている方以外にも、自治体関係者、学生やＮＰＯ、民間事業者などに会員登録いただいています。

参加を希望される方は事務局（1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp）まで、メールで「お名前」「ご所属」「メールアドレス」を本文に明記の上、お申し込みください。なお、皆様からいただいた個人（法人）情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワーク以外には利用いたしません。以下のＱＲコードからもお申し込みいただけます。

皆様の参加をお待ちしております。

事務局宛メール用ＱＲコード

東京矯正管区
Tokyo Regional Correction Headquarters

３　刑務所等の出所時における動向

（１）刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合

刑務所を出所した人のうち、全国では約 20%の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、出所後の安定した生活の場となる帰住先の確保が課題となっています。

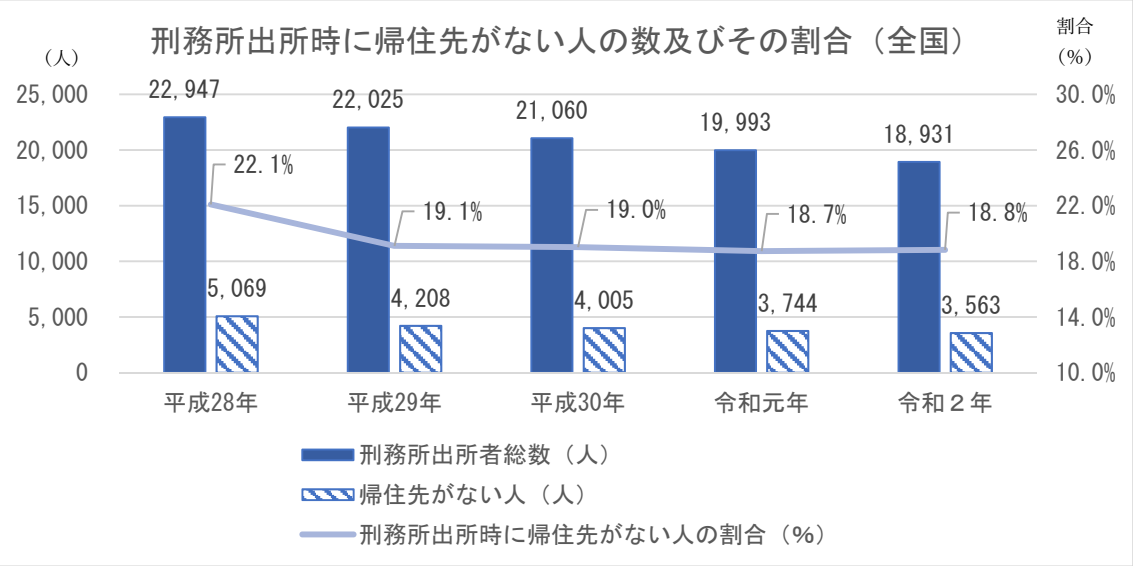

出典：矯正統計年報をもとに作成

（２）保護観察終了時に無職である人の数及びその割合（成人・少年）

市内における保護観察終了時に無職である人の割合について、令和３年においては、保護観察終了人員※のうち、成人は約 35%となっており、また少年は、約５%となっています。

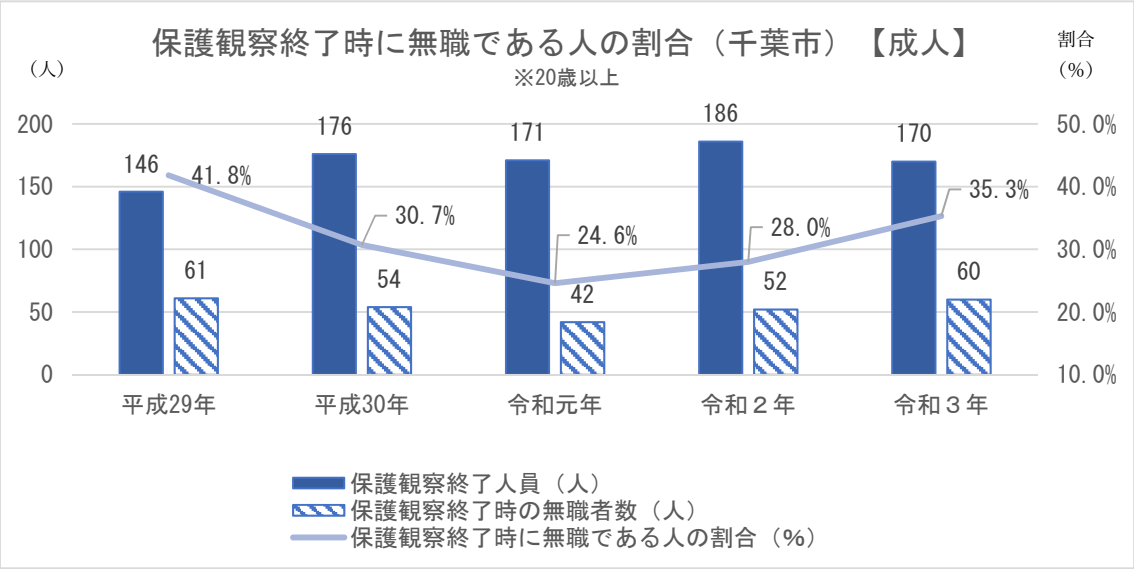

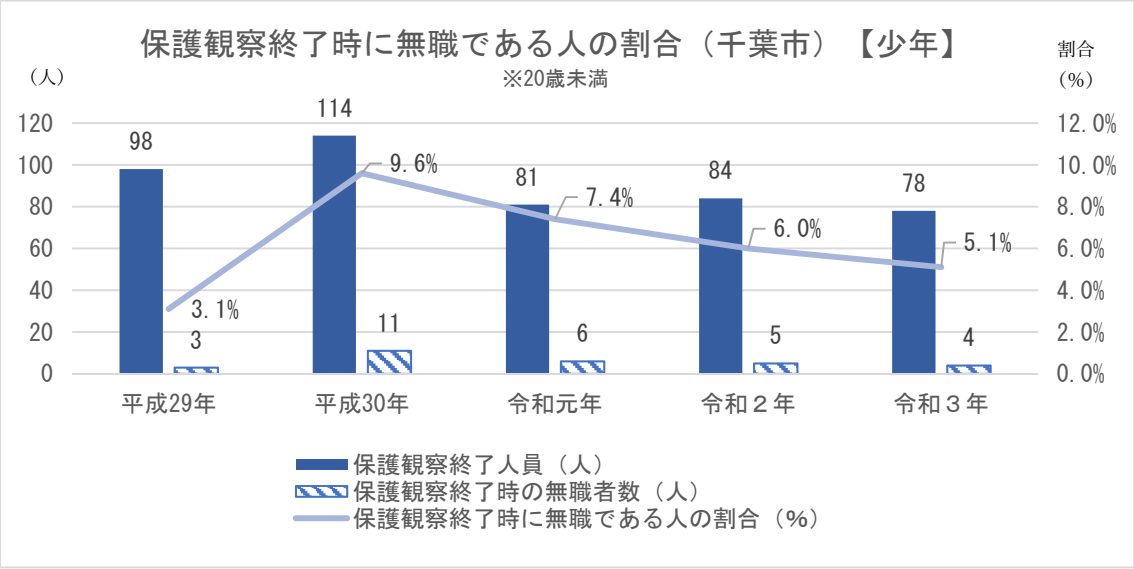

出典：千葉保護観察所提供データ

※保護観察終了人員

保護観察終了時に千葉市内に居住していた保護観察対象者を表しています。また、無職者には学生及び家事従事者は含んでいません。

４　高齢者の再犯を取り巻く状況

（１）刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合

市内における検挙人員に占める高齢者※（65 歳以上）の割合は、令和２年に約28%となり、概ね４人に１人となっています。

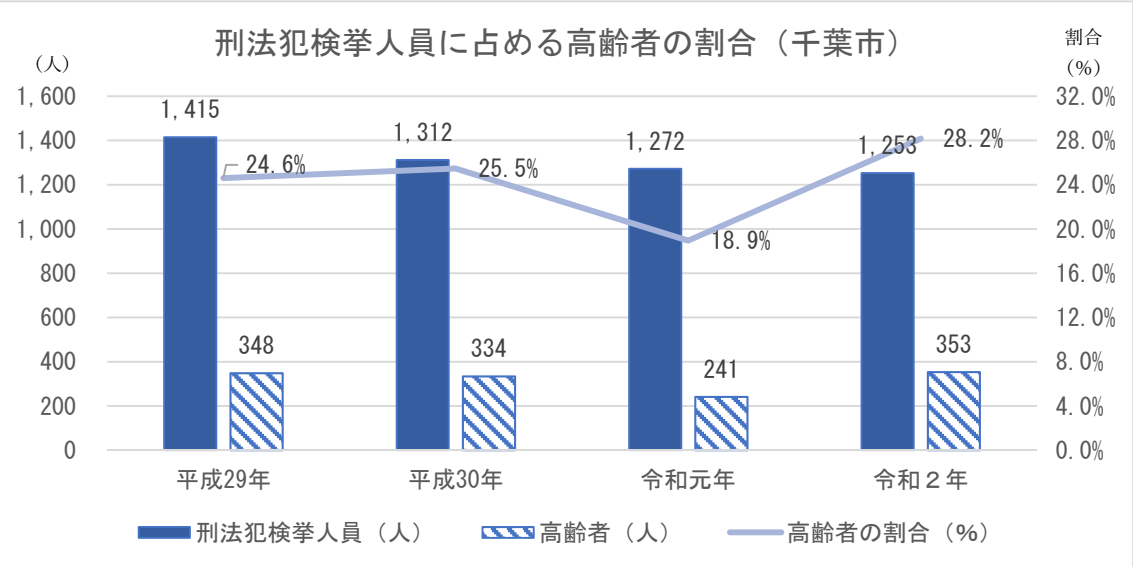

出典：東京矯正管区提供データ

※市内における検挙人員に占める高齢者

このグラフは、千葉市内の警察署の 20 歳未満を除く検挙人員に占める高齢者の統計データに基づき作成しています。

５　薬物犯罪を取り巻く状況

（１）薬物事犯者における検挙件数、検挙人員の推移

千葉県における薬物事犯者※における検挙件数、検挙人員については、近年減少傾向となっています。過去５年間の平均は検挙件数が約 840 件、検挙人員が 680 件となっています。

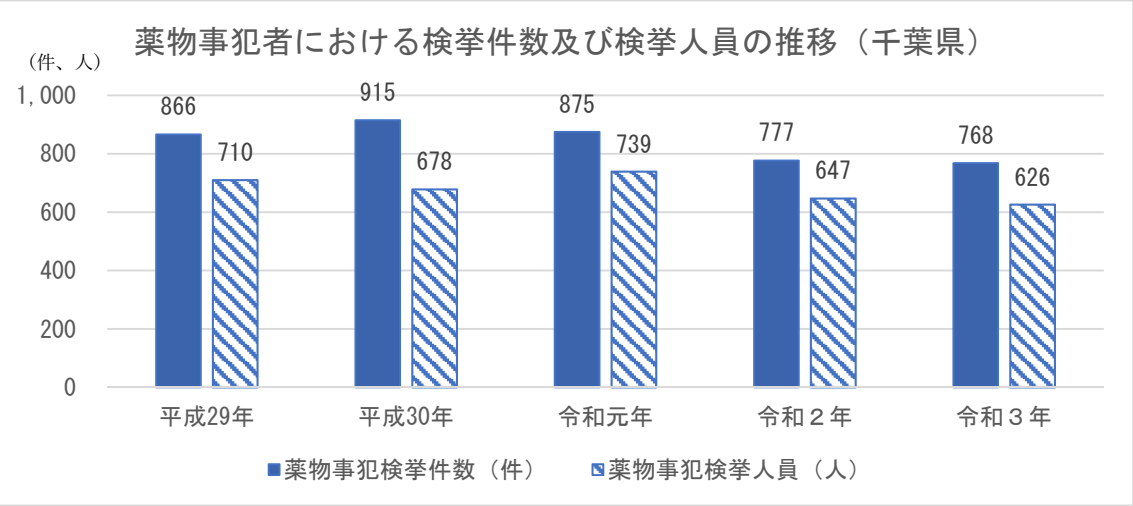

出典：千葉県警察提供データ

※薬物事犯者

覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら、指定薬物を所持または使用した犯罪者のことを指しています。

６　少年等を取り巻く犯罪等の状況

（１）刑法犯少年の検挙人員、再犯者数・再犯者率

千葉県内の刑法犯少年における検挙人員や再犯者数は減少傾向にありますが、再犯者の割合（再犯者率）は３割程度を推移しています。

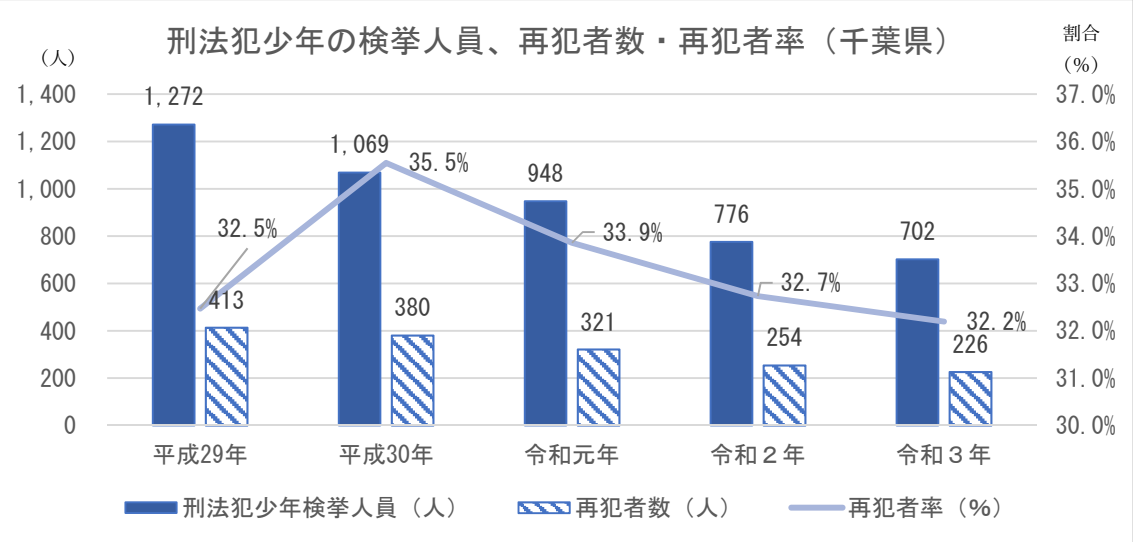

出典：千葉県警察ホームページ

７　更生保護にかかわる人たちを取り巻く状況

（１）保護司数・充足率

千葉市内の保護司数は、おおむね横ばいとなっていますが、充足率は90%を下回る状況です。

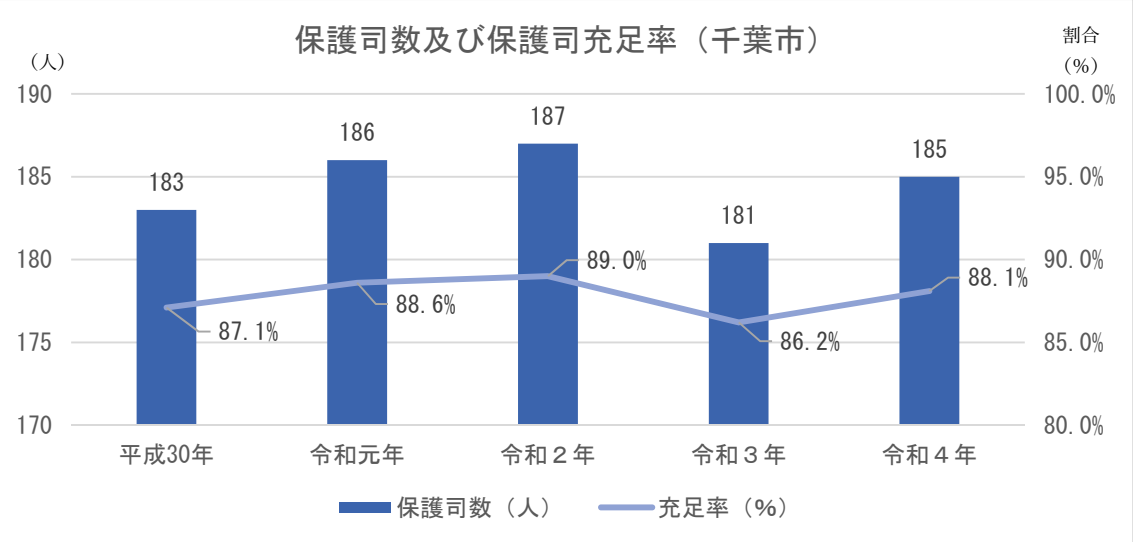

出典：千葉保護観察所提供データ

なお、千葉市における保護司の定数は、令和４年１月１日時点で210人です。

（区毎の内訳）中央区61人、花見川区33人、稲毛区29人、
若葉区43人、　緑区24人、美浜区20人

（２）“社会を明るくする運動”行事参加人数

千葉市では“社会を明るくする運動”の一環として、千葉市保護司会連絡協議会との共催により、千葉市民のつどい等の行事を実施しています。直近５年間において、減少傾向が続いており、令和２（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく減少していますが、令和３（2021）年度においては参加人数が増加しています。

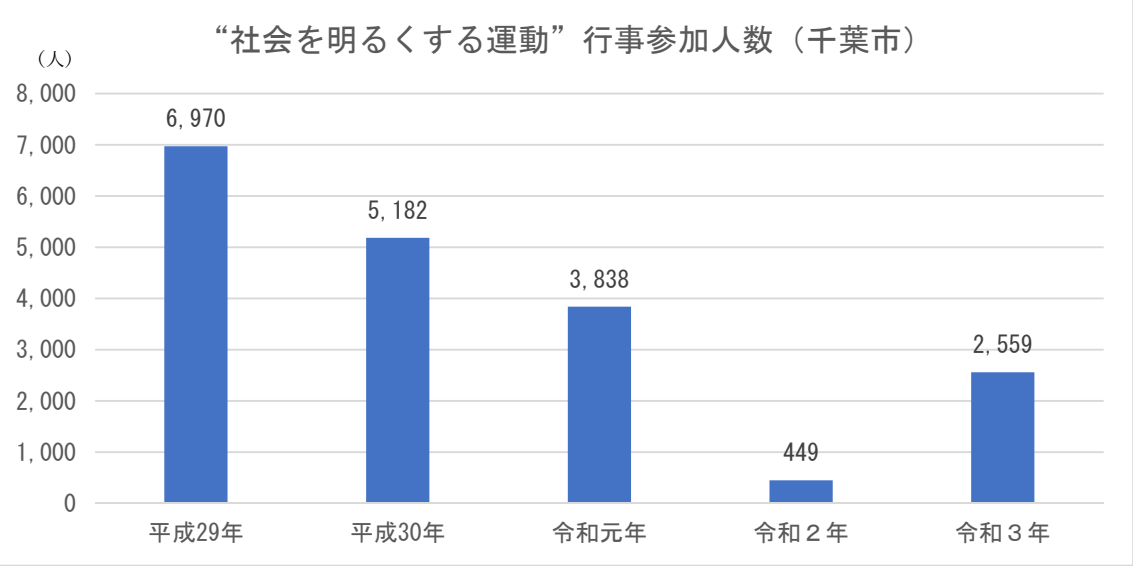

出典：千葉保護観察所提供データ

（３）協力雇用主数・協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の状況

千葉市内において、協力雇用主に登録している雇用主数は増加しているものの、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の割合は10%台となっています。

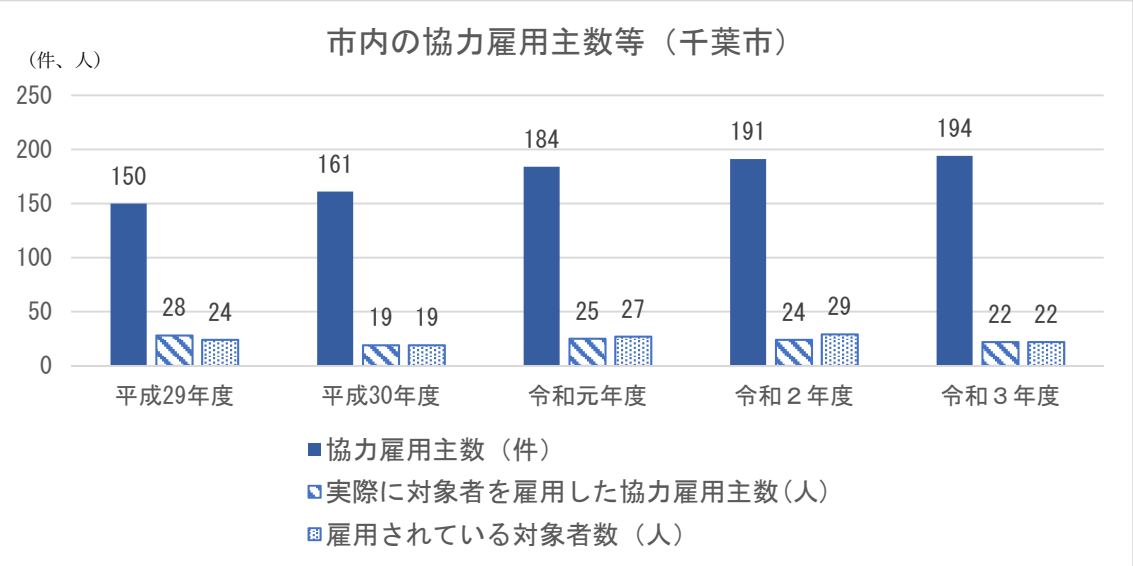

出典：千葉保護観察所提供データ

８　再犯防止にかかる市民の意識調査

千葉市では、計画策定にあたり、再犯防止に関する市民の意識調査を行うため、令和４（2022）年４月１日～４月 10 日に市ホームページにてＷＥＢアンケートを実施し、回答結果の一部を掲載しました。

（１）犯罪をした人等を支える民間協力者の認知度について（複数回答可）

「保護司」の認知度は 60%以上と高く、その一方で「１つも知らない」と回答する方が約 20%となっています。

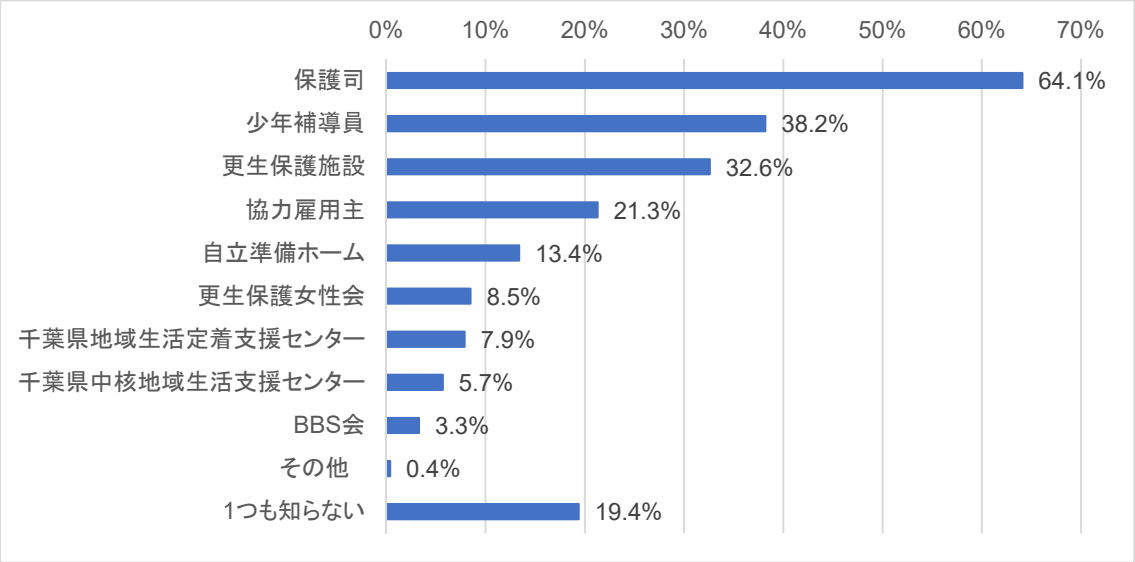

（２）再び罪を犯さないために大切なことについて（複数回答可）

１番多かったのが、「生活を安定させるための仕事や住まいの確保」で 71.4%、次いで多いのが、「罪を犯した人等が相談しやすい環境の整備」で 48.2%となっています。

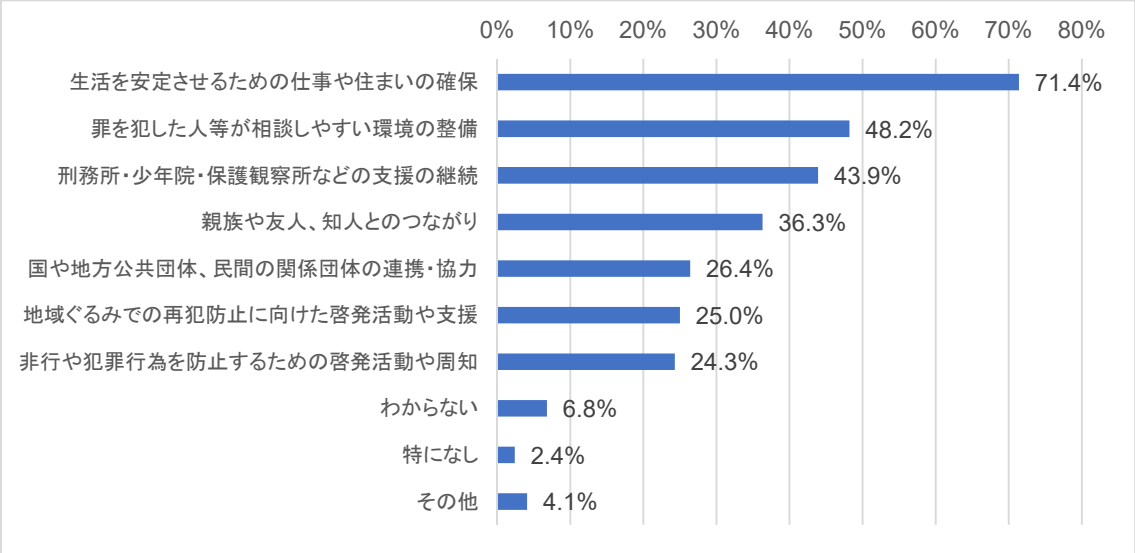

（３）立ち直りに多くの困難を抱える犯罪をした人への支援や協力を行いたいと思うか

「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した人は、60%以上となりました。

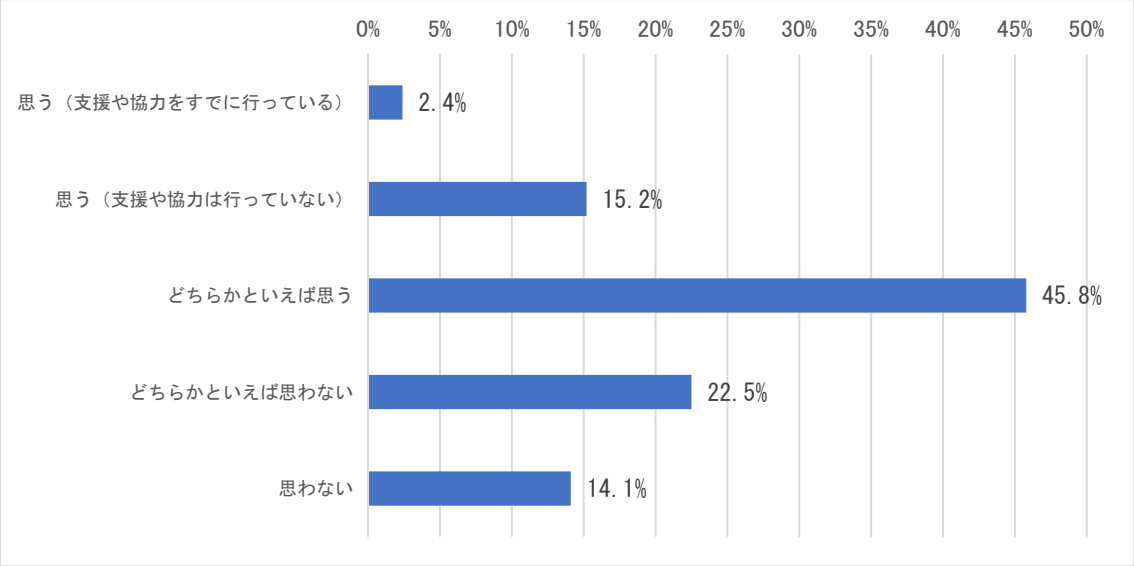

（４）（思うと回答した人）どのような協力や支援方法があれば参加したいか（複数回答可）

「ボランティア活動への参加」や「相談機関を案内」が 25%以上となった一方で、「わからない」と回答した方が 35.5%と最も多くなっています。

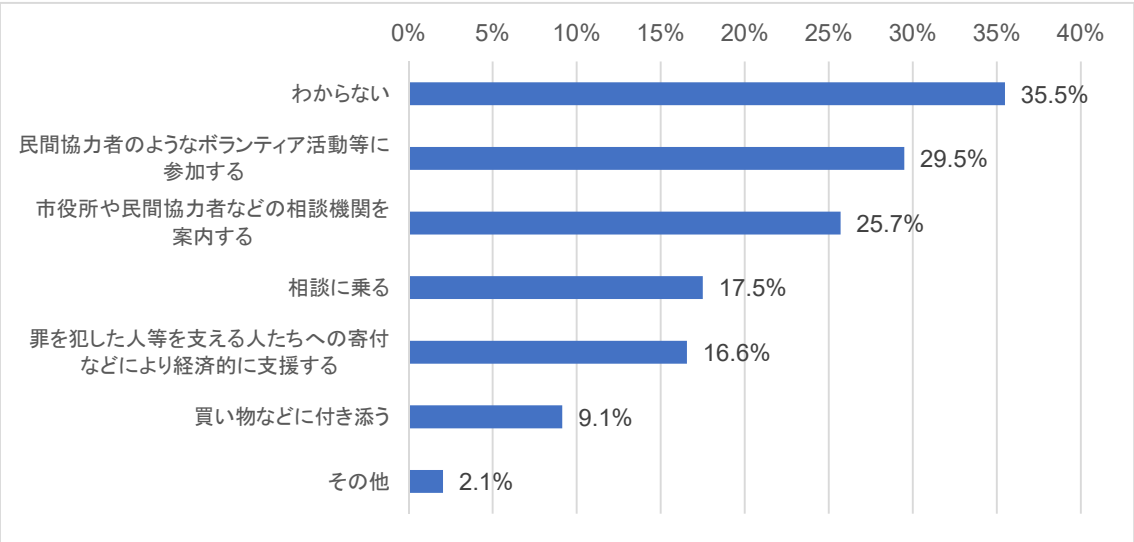

（５）（思わないと回答した人）協力や支援をしたいと思わない理由について（複数回答可）

「自分や家族の身に何か起きないか不安」、「かかわりを持ちたくない」といった理由が多い結果となりました。

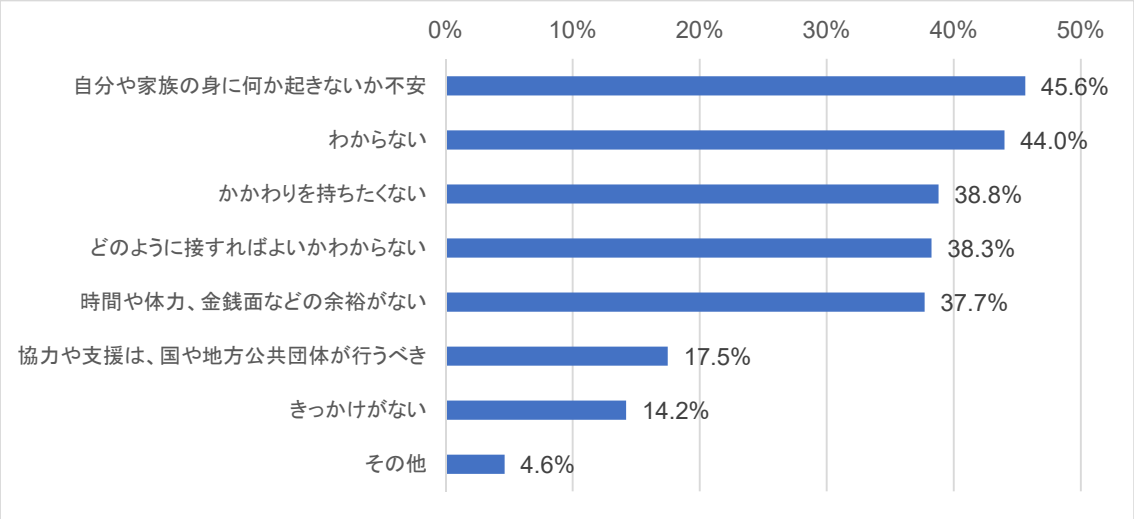

※　ＷＥＢアンケートにおけるすべての結果については、市ホームページでご覧になれます。
https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/2022chousahoukokusho.html

■第３章　施策の推進

１　犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築

（１）地域を取り巻く現状認識と課題

近年、地縁・血縁により助け合う機能は低下し、人と人とのつながりの希薄化が進んでいるとされています。その背景として、少子高齢化・核家族化の進行、共働き世帯・人生 100 年時代を踏まえた高齢者の就労者・外国人住民の増加、価値観の多様化や情報通信技術等の急速な進歩に伴う生活環境の変化など、地域社会を取り巻く環境の大きな変化があります。

千葉市はこれまで、地域福祉計画に基づく取組により、地域住民、千葉市社会福祉協議会と行政が一体となって、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に推進してきました。

併せて、「あんしんケアセンター（地域包括支援センター）」、「生活自立・仕事相談センター」、「障害者基幹相談支援センター」など、各支援制度のもとで相談者の属性に応じた専門的支援を行ってきましたが、老老介護、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立、認知症高齢者の増加、育児と介護を同時に行うダブルケア、ひきこもり、高齢の親の年金にひきこもり状態などの中高年の方が依存するいわゆる８０５０問題、ゴミ屋敷、児童虐待や子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な問題が地域において発生していることが明らかになってきました。個々が抱える生活課題は、複雑化・多様化し、分野をまたぐ複合的な課題を抱える世帯が顕在化しています。

犯罪をした人等が地域の中で日常生活を営む上で抱える問題も、規範意識の低下、人間関係の希薄化、生育環境や家庭環境、虐待や貧困の問題など、複雑化・複合化した内容であることが多く、これらの人への支援に際しては、行政と民間相談支援機関が連携し、分野横断的かつ切れ目のない対応が求められます。

（２）重層的・包括的相談支援体制の構築

国においては、地域共生社会※の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和２（2020）年６月に公布され、令和３（2021）年４月１日に施行されました。その中で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置付けられました。

この重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ「相談支援」、

本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用して社会とのつながりを回復するための「参加支援」、及び、属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性を構築するための「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。この体制を整備することにより、「相談支援」を入口として、出口の専門的支援である「参加支援」につなげていき、さらに「地域づくりに向けた支援」の推進により、地域の中で人と人との多様なつながりが作られ、地域住民の気づきが生まれやすくなり、「相談支援」へ早期につながりやすくなる、という好循環をもたらすことが期待できます。

これらの状況を踏まえ、千葉市においても、複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的・包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めているところであり、今計画期間中の体制構築を目指します。

犯罪をした人等への支援についても、千葉県が実施している「地域生活定着促進事業」や、千葉県再犯防止推進計画の中で位置付けている『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』の動きと連動しつつ、千葉県地域生活定着支援センターや、中核地域生活支援センター等と連携しながら重層的・包括的相談支援体制の中で包括的に受け止め、安定した地域生活を送ることができるように支援をしていきます。

※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて 、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

コラム【千葉県より寄稿】

千葉県の取組『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』

千葉県は令和４（2022）年１月に「千葉県再犯防止推進計画」を策定し、計画では県と刑事司法機関の連携による、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制」の整備を計画の柱として位置付けています。

「犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進」として、矯正施設からの依頼により、犯罪をした人等であって、矯正施設を出所・出院後、地域において、直ちに介護保険制度による給付や障害福祉サービスなどの提供を受ける必要があると認められる人に対して、これらの福祉サービスを受けるための支援に取り組んでいます。

【支援体制の流れ】

①スクリーニング

↓ 矯正施設における支援対象者の選定

②本人同意

↓ 司法機関による個人情報の提供、福祉機関による支援の受入に関する同意の取得

③支援依頼・情報提供

↓ 矯正施設から千葉県への支援依頼・情報提供

④アセスメント

↓ 本人意向の把握、矯正施設内での面接

⑤コーディネート

解決策の構築、出所・出院後の環境づくり

コラム【千葉県地域生活定着支援センターより寄稿】

司法と福祉の架け橋として～千葉県地域生活定着支援センターの取り組み～

地域生活定着支援センターは全都道府県に設置され、千葉県センターは平成22（2010）年 10 月１日に開所しました。罪を犯した障害者や高齢者のうち、帰る場所が無い、身元引受人がいない、福祉の支援が必要な人たちが支援の対象であり、保護観察所を経由して支援依頼がきます。刑務所には狡猾で凶暴な悪人ばかりが収監されている訳ではなく、社会の中で力の弱い人たちが刑務所や少年院に隔離保護されているという現実があります。だから「再犯防止」という響きには少々抵抗があります。罪を犯さざるを得ない状況を理解し、一人ひとりの生活課題に手当てすることが必要だと考えます。

事例を通して業務の一端をご紹介します。

単身生活だったＡさんは、なぜかいつもおにぎりを２個ずつ盗って服役し、受刑中に足が萎えて歩けなくなっていました。高齢者施設の職員の方々が遠方の刑務所まで面接に行き、車イスに座ったＡさんに「リハビリしたら歩けるようになるかも知れない。」と言ってくださいました。

アルツハイマー型認知症と診断されていたＡさんは「早く千葉に帰りたいよ。」と涙を浮かべて服役していました。働けなくなるまでずっと千葉県で板金の仕事をしていたので板金の話をすると得意気にずっと話していました。住民票が東京にあったので、区役所に行き要介護認定をお願いしました。介護度が出て、仮釈放となって出所と同時に千葉県内の高齢者施設に入所しました。

久しぶりに施設に会いに行くと、にっこり笑って涙ぐみながらこちらをじっと見つめていました。そばに行って「わかりますか？」と尋ねるとうんうんと頷いていました。帰ろうとするとソファーから立ち上がり車イスにひょいと乗り移ると（どんなもんだい）という顔をして笑いました。そして玄関まで見送ってくれました。すごいですね、良かったですね。ディサービスに通い、リハビリやマッサージの効果ですね。きっともっと良くなりますよ。

高齢者施設に来てから小ぎれいな身なりをして、平穏に暮らしていることがわかり、私たちも安心しております。

地域生活定着支援センターは、今後も一人ひとりの状況を理解し、生活課題に手当てしていきます。

コラム【千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会より寄稿】

「中核地域生活支援センター」について

中核地域生活支援センター（以下、中核センター）は、平成 16（2004）年に定められた第 1 次千葉県地域福祉支援計画の作成の過程で構想され、千葉県独自の福祉の総合相談機関として、子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく暮らすことができる地域社会の実現のために設置されました。

業務の内容は、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24 時間 365 日体制で、分野横断的に、①包括的な相談支援を行うこと、②地域の関係機関との連携を図り、地域課題を共有する地域づくり、③権利侵害への対応、④市町村や相談支援機関等のバックアップを行うことです。

千葉県内の広域福祉圏（保健所の所管区域）ごとに 13 か所設置されています。毎年公募され、圏域ごとに選考された社会福祉法人や NPO 法人が千葉県と委託契約を結んで業務を行います。

令和３（2021）年度の 13 センターの総相談件数は約 80,000 件です。1 センターあたり毎月 500 件程度の相談をいただいています。毎日何回も電話を下さる統合失調症の高齢者の方、養護施設を卒園した若い方、車上生活を続ける中年の方、障害のあるご夫婦の子育てのお手伝い等々、相談の内容は多岐にわたります。夜間に救急車で病院に搬送される方にお付き合いすることもあります。ひきこもりの方のご自宅への訪問を数年間続けているケースもあります。

中核センターの活動をする上で心がけているのは次のようなことです。断らない、まずは動くこと。地域の関係者との関係性を重視すること。迷った時は弱い人の立場に立つこと。結論を急がないこと。正解を求めないこと。地域をつくることを考えること。このような活動の一環で刑余者の方とのお付き合いをさせていただいています。

平成 30（2018）年から 3 年間、千葉県は法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」を受託しました。中核センターはこれに協力し、モデル事業最終年の令和 2（2020）年からはリーフレットを作成し刑務所等から千葉県に帰住を希望される方で、何らかの福祉的支援が必要な方への支援を行うスキームを作り、刑務所等への訪問と出所時の支援を行ってきました。モデル事業の後も「犯罪をした者等に対する切れ目のない生活支援等の推進」として、県単独の事業として刑務所等への訪問を行う仕組みを作りました。千葉県と中核センターが両輪になって取り組んでいます。

これからは千葉市とも一緒に取り組んでいきたいと思います。

２　個別課題の解決に向けた取組

（１）就労・住居の確保のための取組

ア　就労の確保のための取組

全国で、刑務所等に再び入所した人（再入者）のうち約７割が、再犯時に無職であった人であり、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約３倍高い状況となっています。このように、不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、保護観察対象者の直接雇用等、様々な施策が実施されています。

しかしながら、犯罪をした人等の求職活動は、前科等があることや必要な知識・資格等を有してないことから困難が大きく、また就職しても基本的なマナーを有していないことや人間関係を構築できない等の理由により、早期に離職してしまうことも少なくありません。

このような状況があることを受け止めつつ、千葉市においても、犯罪をした人等に対し、安定的な就労や継続した就労状況を確保するための取組を進めます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
1	生活自立・仕事相談センターの活用 [保護課]☎043-245-5188	「仕事が長続きしない」「仕事に就く自信がない」「生活で悩みがあるが、どうしたら良いか分からない」など、生活に困りごとや不安を抱えている方への悩みに応じた支援を行います。				No.8、15
2	千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定に基づく市役所における就労支援 [地域福祉課]☎043-245-5219 [人事課]☎043-245-5032	犯罪や非行の無い明るい地域社会づくりに向け、千葉市保護司会連絡協議会（以下、保護司会）や保護観察所などの関係機関との連携により、保護司会から推薦を受けた保護観察中の少年等を、市の臨時職員として任用することにより、自立及び社会復帰を支援していく環境を整えています。				No.38

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">事業名
[担当課]</th><th colspan="4">取組内容</th><th rowspan="2">関連No.</th></tr>
<tr><th>評価指標</th><th>評価単位</th><th>令和３年度実績</th><th>目標
（令和8年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>生涯現役応援センターの活用</td><td colspan="4" rowspan="2">生涯現役応援センターにおいて、高齢者の就労等に向けた支援を行います。相談者の生活歴、就業歴を十分に聞き取り、個々の相談者の能力に適した就労先へのマッチング支援を行います。また、多様なニーズに対応できるよう、さらなる就労先の開拓を実施します。</td><td rowspan="2">No.20、30</td></tr>
<tr><td>[高齢福祉課]☎043-245-5169</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>千葉市発達障害者支援センターの活用</td><td colspan="4" rowspan="2">ご本人のニーズや能力に合わせて、就労やその準備に対する支援を関係機関と連携して行います。</td><td rowspan="2">No.31</td></tr>
<tr><td>[障害者自立支援課]☎043-245-5175</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>ふるさとハローワークの活用</td><td colspan="4" rowspan="2">犯罪をした人等を含む求職者に対して、職業相談や求人情報の提供のほか、本市による就労・生活支援相談を行います。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[雇用推進課]☎043-245-5278</td></tr>
</table>

コラム【千葉公共職業安定所より寄稿】

ハローワーク（公共職業安定所）における刑務所出所者等への就労支援

ハローワーク（公共職業安定所）とは

「ハローワーク」というのは愛称で、正式名称を「公共職業安定所」と言います。ハローワークは、国（厚生労働省）が運営する、雇用に関わる相談・支援及び職業の相談・紹介、雇用保険の支給等様々な雇用にかかるサービスを行っている行政機関です。

具体的な支援として、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。

矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークには、就職支援ナビゲーターが配置されていますので、保護観察官、ハローワーク責任者、就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、職業体験講習、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した支援を行っています。（下図、参照）

刑務所出所者等への就労支援の概要

（刑務所出所者等就労支援事業）

矯正施設又は保護観察所から「就労支援協力依頼書」及び「支援対象者総括票」「個人票A」受理

⇩

① 職業講話の実施 求職活動ガイドブックの配付 ⇨ ② 求職申込みの受理 ⇨ ③ 求職活動の支援 職業相談・求人情報提供 ⇨ ④ 職業紹介 支援制度の活用 ⇨ ⑤ 就職後の職場定着支援

◇受刑者・在院者に対しては安定所の担当者が矯正施設を訪問して支援を行う（支援期間：釈放又は出院の日まで）

◇保護観察対象者・更生緊急保護対象者に対しては対象者が安定所に来所して支援を行う（支援期間：職業訓練受講等の場合を除き、基本6か月）

※支援事業の対象とならない場合も、専門援助部門において担当者制による一貫した就労支援を行う。

①	職業講話の実施 求職活動ガイドブック配付	求人状況、雇用情勢、求職活動に当たっての心構えの説明 ハローワークガイドによるハローワークの利用方法説明 職業意識や職業意欲の喚起
②	求職申込みの受理	希望職種、就職希望地、雇用形態等、就職に係る希望について求職申込書の記入 対象者の希望・ニーズを確認して受理
③	担当者制による職業相談	対象者の状況の把握（就職に係る希望の詳細、職業適性、職業能力、資格等） キャリアの棚卸し支援、応募書類（履歴書・職務経歴書）の作成指導 面接対策、面接後の振り返りと今後の対応検討 個人票に基づき対象者の状況確認、就職にあたっての課題解決 職業訓練・支援訓練の受講あっせん 釈放又は出院後における安定所の活用説明、帰住予定地管轄所への引継ぎ
	求人情報提供	ハローワークシステムで検索した求人、雇用実績がある求人等の提供 対象者の能力や適性に応じた的確な求人の絞り込みの支援
④	職業紹介 トライアル雇用の活用	前歴等の情報開示の有無に関する確認と支援 希望求人とのマッチング、事業所への問い合わせ、紹介状の交付 トライアル雇用の活用（支援対象者のみ）
⑤	就職後の職場定着支援	電話等による対象者又は雇用主への職場適応・定着支援

イ　住居の確保のための取組

全国で、刑事施設を満期で出所した人のうち、約４割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短い状況となっています。

適切な住居の確保は、地域社会において、安定した生活を送るための大前提であり、再犯の防止等を図る上でも非常に重要となります。

国においては、受刑者等の釈放後における生活環境の調整の充実、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保等、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、更生保護施設等は一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人を得ることが困難であったり、犯罪をした経歴、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社を利用することができず賃貸借契約を締結できないといった問題も生じています。

そのような中、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 29（2017）年４月に公布、同年 10 月に施行され、住宅確保要配慮者を支援するための新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

千葉市においても、地域で適切な住居を確保するための取組を進めます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
6	住居確保給付金の活用 [保護課]☎043-245-5165	離職等により住居を喪失するおそれのある方に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給するとともに、自立に向けた支援を行います。				
7	一時生活支援事業の活用 [保護課]☎043-245-5165	一定の住居を持たない方に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所や食事の提供等を行い、生活の立て直しに向けた支援を行います。				
8	生活自立・仕事相談センターの活用 ＜再掲＞ [保護課]☎043-245-5188	「仕事が長続きしない」「仕事に就く自信がない」「生活で悩みがあるが、どうしたら良いか分からない」など、生活に困りごとや不安を抱えている方への悩みに応じた支援を行います。				No.1、15

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
9	千葉市民間賃貸住宅入居支援制度の周知 [住宅政策課]☎043-245-5853	民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな、高齢者や障害者、犯罪をした人等の住宅確保要配慮者に対して、住宅の円滑な入居の促進を図るため、千葉市民間賃貸住宅入居支援制度の周知を行います。				
10	千葉市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の周知 [住宅政策課]☎043-245-5853	民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな、高齢者や障害者、犯罪をした人等の住宅確保要配慮者に対して、住宅の円滑な入居の促進を図るため、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度の周知を行います。				
11	すまいのコンシェルジュの周知・活用 [住宅政策課]☎043-245-5853	賃貸住宅に入居する際に、様々な理由により家主から入居を敬遠されがちな、高齢者や障害者、犯罪をした人等からの相談に対して、「すまいのコンシェルジュ」において、情報提供などを行います。また、「すまいのコンシェルジュ」の周知を行います。				
12	居住支援協議会との連携 [住宅政策課]☎043-245-5853 [高齢福祉課]☎043-245-5166	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、高齢者や障害者、犯罪をした人等、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要な措置について協議します。				
13	市営住宅にかかる周知 [住宅整備課]☎043-245-5846	低廉な家賃で借りられる市営住宅についての周知を行います。				

コラム【千葉県帰性会より寄稿】

更 生 保 護 施 設

犯罪をした者及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族などがいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、あるいは、本人に社会生活上何らかの問題がある等して、直ちに改善更生することが困難な人たちがいます。更生保護施設は、こうした人たちを一定期間保護し、必要な援助をすることで、円滑な社会復帰を促すという重要な役割を担っています。刑務所を出所した人の約５分の１、仮釈放者に限れば約３分の１が更生保護施設に帰住しており、更生保護施設は、矯正施設と一般社会の橋渡し的な存在として、刑事政策上欠かすことのできない施設となっています。

千葉県帰性会は、国（法務大臣）の認可を受けて設置された千葉県唯一の更生保護施設です。

明治 30 年（1897 年）、成田山新勝寺を中心とする県下の宗教団体により、「千葉保護院」として設立され、大正３年（1914 年）、千葉県帰性会と改称されました。人間は本来、仏になる美しい心、仏性を宿しており、過ちを犯した人といえども、仏に帰ってほしいとの思いから、この名称が付けられました。同年、千葉県知事の佐柳藤太氏が、先覚の篤志家による出獄人保護の事業である免囚保護の重要性を理解され、当会の会長に就任され、以後三代にわたり千葉県知事が会長を務められました。当会は、設立当初から、頼るべき親族がいない刑務所出所者等を保護し、宿泊や食事の提供をするとともに、就職指導や金銭管理指導のほか、必要な生活指導を行うことで、彼らの自立更生を図り、再犯の防止に努めてきました。

平成 21 年（2009 年）、千葉県帰性会は、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等を保護する施設として法務省から指定を受け、福祉の専門スタッフが中心となって、施設退所後の円滑な福祉サービス等に繋げるための各種調整を行っています。

近年では、被保護者が施設を退所した後も、職員が引き続き彼らに寄り添い、継続的に個別相談に応じ、地域で孤立することなく社会生活に順応できるように支援していく『息の長い処遇』＝フォローアップ事業＝を推進しています。当会としては、彼らが再び罪に陥ることがないよう、関係機関・団体とのネットワークを築き、今後一層こうした施策に取り組む計画です。

千葉県帰性会は、これからも広く再犯防止の地域拠点としての役割を果たすことを目的に、住民に開かれた施設運営を心掛け、自治体との連携を一層密にして千葉市再犯防止推進計画の遂行と充実に努めて参ります。

（２）保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

犯罪をした人等のうち、刑務所出所者について高齢者（65 歳以上の者）が出所後２年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高いほか、出所後５年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約４割の人が出所後６か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。知的障害のある受刑者についても全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このような状況を踏まえ、国においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターを設置するとともに、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他福祉関係機関が連携して必要な調整（特別調整）を行うことによる福祉的支援を実施してきました。

さらに、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続きを離れる人について、高齢者又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が関係機関・団体と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しをする等の取組を実施してきました。

また、薬物事犯に関する現状の一つとして、覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約３割が覚醒剤取締法違反となっています。覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後５年以内に再び刑務所へ入所しています。

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができるという認識を持つとともに、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けることが必要であると考えます 。

千葉市においても、市民に身近な行政機関として、支援を必要とする方が、適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、支援等を進めます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連№
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
14	生活保護制度による支援 [保護課]☎043-245-5165	病気や怪我その他の事情により収入が途絶える・蓄えがなくなるなど、生活が困難になった場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、それらの方々の自立を助長することを目的としている制度です。				

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
15	生活自立・仕事相談センターの活用 ＜再掲＞ [保護課]☎043-245-5188	「仕事が長続きしない」「仕事に就く自信がない」「生活で悩みがあるが、どうしたら良いか分からない」など、生活に困りごとや不安を抱えている方への悩みに応じた支援を行います。				No.1、8
16	重層的・包括的相談支援体制の構築 [地域福祉課]☎043-245-5158	複雑化・複合化した生活課題の解決に向けて、置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援に早期につなげるため、重層的・包括的相談支援体制を構築します。				
17	あんしんケアセンターの活用 [地域包括ケア推進課]☎043-245-5168	「高齢者の皆さんの身近な相談窓口」として、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から必要に応じた支援を行います。				No.29
18	成年後見制度の周知 [地域包括ケア推進課]☎043-245-5267	認知症等により判断能力が低下した方を、安心して生活できるように保護し、支援する制度である「成年後見制度」を周知します。				
19	薬物乱用防止の啓発・相談 [医療政策課]☎043-245-5204	保健所や各区保健福祉センター等へのポスター掲示やリーフレットの配布、市ホームページを通じて薬物乱用防止に関する啓発を行います。 また、再発防止にも対応した薬物相談窓口の設置を行います。				No.24、42
		リーフレット配布数	部	2,200部	2,500部	
20	生涯現役応援センターの活用 ＜再掲＞ [高齢福祉課]☎043-245-5169	相談者の生活歴、就業歴を十分に聞き取り、就労先の紹介に留まらず、保健医療、福祉サービスの紹介を行います。				No.3、30
21	障害者基幹相談支援センターの活用 [障害福祉サービス課]☎043-245-5228	各区に１か所ずつ設置した障害者基幹相談支援センターにおいて障害のある方に対する総合相談を実施するなかで、犯罪をした人等に対応する際には、その特性に応じた相談支援を実施するとともに保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。				No.32
22	依存症者等への支援 [こころの健康センター]☎043-204-1582	千葉市依存症治療・回復プログラムを通じて、犯罪をした人等も含め、「薬物やアルコールをやめたい」と思う方へ支援をしていきます。				No.33
		参加延べ人数	人	112人	144人	

（３）非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

千葉県における令和３年（2021 年）の刑法犯少年検挙人員は 702 人であり、ピークであった平成 16（2004）年の検挙人員である、7,075 人と比較すると 10 分の１以下になっています。しかし、刑法犯少年検挙人員に占める再犯者の割合は、令和３（2021）年で 32.2％であり、ここ数年３割を超える高水準で推移しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、公的な支援へのつながりにくさを抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにする施策の充実が求められています。

少年非行は、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足等が複雑に絡み合っている場合があり、これらが非行の未然防止や早期立ち直りに向けた課題となっています。

また、少年自身や保護者、家族の責任だけでは非行の問題を解決することは難しい場合もあることから、非行少年もしくは非行少年であった人に対して支援を行う際は、それぞれの事情について配慮しつつ、矯正施設や保護観察所、学校等の関係機関が連携し、本人の支援ニーズに応じた支援・指導等を行うことが有効であると考えます。

このため、千葉市においても、関係機関と連携しながら取組を進めます。

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">事業名
[担当課]</th><th colspan="4">取組内容</th><th rowspan="2">関連No.</th></tr>
<tr><th>評価指標</th><th>評価単位</th><th>令和３年度実績</th><th>目標
（令和8年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">23</td><td>生活保護世帯等学習・生活支援事業</td><td colspan="4" rowspan="2">生活困窮家庭等の中学２、３年生に対し、学習支援と生活支援を実施することで家庭状況によって学びに差が生じないように支援を行います。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[保護課]☎043-245-5165</td></tr>
<tr><td rowspan="2">24</td><td>薬物乱用防止の啓発・相談
＜再掲＞</td><td colspan="4">市内の中学校及び高等学校へのポスター掲示やリーフレットの配布、市ホームページを通じて薬物乱用防止に関する啓発を行います。
また、再発防止にも対応した薬物相談窓口の設置を行います。</td><td rowspan="2">No.19、42</td></tr>
<tr><td>[医療政策課]☎043-245-5204</td><td>リーフレット配布数</td><td>部</td><td>12,500部</td><td>13,000部</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">事業名
[担当課]</th><th colspan="4">取組内容</th><th rowspan="2">関連No.</th></tr>
<tr><th>評価指標</th><th>評価単位</th><th>令和３年度実績</th><th>目標
（令和8年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">25</td><td>非行防止にかかる事業</td><td colspan="4">児童生徒・少年・保護者・学校などを対象に、来所や電話による相談活動を行います。また、来所できない青少年やその保護者等に対する訪問相談を実施します。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[青少年サポートセンター]☎043-245-3700</td><td>相談件数</td><td>件</td><td>449件</td><td>600件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">26</td><td>18歳未満の子どもに関する問題の相談</td><td colspan="4" rowspan="2">18歳未満の子どもに関するさまざまな問題のうち、家庭その他から非行に関する相談にも応じています。</td><td rowspan="2">No.34</td></tr>
<tr><td>[東部児童相談所]☎043-277-8820
[西部児童相談所]☎043-277-8821</td></tr>
<tr><td rowspan="2">27</td><td>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援</td><td colspan="4" rowspan="2">全市立学校において、児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校の問題や悩みの解消を図るために効果的なスクールカウンセラーを通じた支援を行います。
また、スクールソーシャルワーカーを通じて、教育に加え社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に働きかける支援を行います。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[教育支援課]☎043-245-5935</td></tr>
</table>

コラム【千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター）より寄稿】

地域に開かれた施設としての活動の推進

千葉法務少年支援センターは、平成27年（2015年）、千葉少年鑑別所の外来相談機能を発展させて誕生しました。法務少年支援センターは、全国52か所に設置されており、当センターは、千葉県全域を担当区域としています。非行や犯罪に関する心理相談、非行のメカニズムや予防策に関する各種講演、法教育なども行っています。

母体となる千葉少年鑑別所の外来相談は、昭和25年（1950年）に発足しており、歴史と伝統がある一方、少年鑑別所＝なんとなく怖いところ・近寄り難いところといったイメージがあるせいか、知る人ぞ知る存在となっていました。

そこで、地域の方々にとってより利用しやすく、また、少年鑑別所が持つ非行や犯罪からの立ち直りに必要な情報をより発信しやすくするために名称を変え、日々、工夫を重ねているところです。

千葉法務少年支援センターの強みは、日夜非行少年と関わり続けている法務技官や法務教官が、皆様の相談に耳を傾けることであり、相談の秘密も固く守られることです。

相談者の声にじっくりと耳を傾け、寄り添い、解決策を一緒に考えていく千葉法務少年支援センターに、身近な方の非行や犯罪の問題に悩み、困っておられる方は一度電話をしてみませんか？

地域とつながり 地域につなげる

コラム【八街少年院より寄稿】

少年院とは

保護処分の決定を受けた少年等を収容して、矯正教育その他健全な育成に資する処遇を行い、改善更生及び円滑な社会復帰の援助を行う施設です。

沿革

昭和 24(1949)年６月	八街少年院創立
昭和 25(1950)年２月	中等少年院として収容開始
昭和 61(1986)年４月	全体改築工事着工
平成 ８(1996)年３月	全面改築工事完了
平成 27(2015)年６月	新少年院法の施行

矯正教育課程

・社会適応課程Ⅰ（Ａ１）

社会適応を円滑に進めるための各種の指導を重点としています。

・社会適応課程Ⅱ（Ａ２）

自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための指導を重点としています。

矯正教育の内容

１　生活指導

基本的生活訓練・問題行動指導・保護関係調整指導・治療的指導・被害者心情理解指導・進路指導等

２　職業指導

職業生活設計指導・自立援助的職業指導・職業能力開発指導

３　教科指導

高等学校卒業程度認定試験指導・補習教育指導等

４　体育指導

５　特別活動指導

自主的活動・クラブ活動・情緒的活動・社会貢献的活動

出院者の状況

１　帰住先

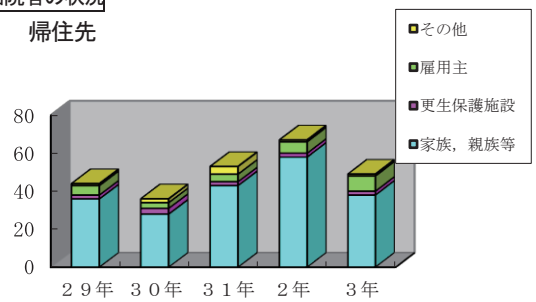

２　就職先

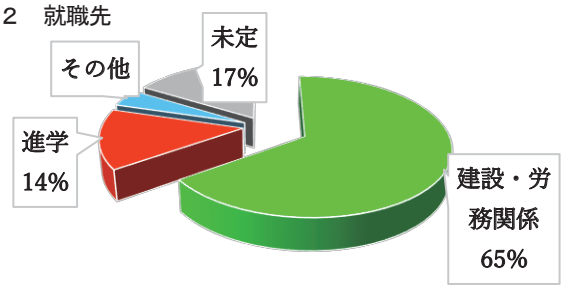

ニーズに応じた働きかけ

・民間資源の積極的な活用による教育の充実化

民間協力者等からの講話等による現実的で良きモデルを提示する試みや薬物乱用防止教育の一環としてダルクによる定期的な面接の実施

・保護者に対する働きかけ

保護者参加型プログラム等

就労支援

・就労支援

ハローワークへの登録、採用面接等

・キャリアカウンセラーによる指導

ビジネスマナーやコミュニケーションスキル、履歴書の書き方、個別面接や集団への講話

（４）犯罪をした人等の特性に応じた支援等のための取組

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、１人ひとりの特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。

そのような中、国においては、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える方等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実や、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っています。

千葉市においても、高齢者、障害者、こども等の特性に応じて、関係機関との連携を図りながら支援を進めます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
28	ハーモニー相談 [男女共同参画課]☎043-245-5060	少子・高齢化の進展や価値観の多様化が進む中で、女性の精神的な負担を軽減し、男女共同参画の推進を図るため、女性が抱える様々な悩みに応じます。				
29	あんしんケアセンターの活用＜再掲＞ [地域包括ケア推進課]☎043-245-5168	「高齢者の皆さんの身近な相談窓口」として、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から必要に応じた支援を行います。				№17
30	生涯現役応援センターの活用＜再掲＞ [高齢福祉課]☎043-245-5169	就労の紹介に留まることなく、ボランティアや地域活動の紹介など、相談者が地域と繋がりをもち生きがいをもって生活できるよう支援します。				№3、20
31	千葉市発達障害者支援センターの活用＜再掲＞ [障害者自立支援課]☎043-245-5175	日常生活（コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのこと等）のさまざまな相談に応じ、福祉制度の利用の仕方や関係施設・関係機関の紹介等を実施します。				№4
32	障害者基幹相談支援センターの活用＜再掲＞ [障害福祉サービス課]☎043-245-5228	各区に１か所ずつ設置した障害者基幹相談支援センターにおいて障害のある方に対する総合相談を実施するなかで、犯罪をした人等に対応する際には、その特性に応じた相談支援を実施するとともに保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。				№21

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">事業名
[担当課]</th><th colspan="4">取組内容</th><th rowspan="2">関連No.</th></tr>
<tr><th>評価指標</th><th>評価単位</th><th>令和３年度実績</th><th>目標
（令和8年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">33</td><td>依存症者等への支援＜再掲＞</td><td colspan="4">千葉市依存症治療・回復プログラムを通じて犯罪をした人等も含め、「薬物やアルコールをやめたい」と思う方へ支援をしていきます。</td><td rowspan="2">No.22</td></tr>
<tr><td>[こころの健康センター]☎043-204-1582</td><td>参加延べ人数</td><td>人</td><td>112人</td><td>144人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">34</td><td>18歳未満の子どもに関する問題の相談＜再掲＞</td><td colspan="4" rowspan="2">18歳未満の子どもに関するさまざまな問題のうち、家庭その他から非行に関する相談にも応じています。</td><td rowspan="2">No.26</td></tr>
<tr><td>[東部児童相談所]☎043-277-8820
[西部児童相談所]☎043-277-8821</td></tr>
</table>

（５）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司、更生保護女性会、ＢＢＳ会等、多くの更生保護ボランティアによって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきました。

これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。

このため、千葉市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
35	入札参加資格者名簿における協力雇用主への優遇措置 [契約課]☎043-245-5088	本市の入札参加資格審査基準における発注者別評価点において、保護観察所に協力雇用主として登録がある入札参加申請者に対し、評価点を設けています。				
36	更生保護関係団体への支援 [地域福祉課]☎043-245-5219	保護司会連絡協議会等、更生保護団体への補助金、千葉県更生保護助成協会への負担金を交付し、活動を支援します。				
37	更生保護サポートセンターの設置支援 [地域福祉課]☎043-245-5219	保護司の活動促進のため、開設されている更生保護サポートセンターについて、引き続き開設場所の提供を行います。				
38	千葉市保護司会連絡協議会との就労支援協定に基づく市役所における就労支援＜再掲＞ [地域福祉課]☎043-245-5219 [人事課]☎043-245-5032	犯罪や非行の無い明るい地域社会づくりに向け、千葉市保護司会連絡協議会（以下、保護司会）や保護観察所などの関係機関との連携により、保護司会から推薦を受けた保護観察中の少年等を、市の臨時職員として任用することにより、自立及び社会復帰を支援していく環境を整えています。				No.2
39	市職員等に対する保護司への参加の促進 [地域福祉課]☎043-245-5219	保護司の成り手確保に向け、定年退職を迎える市職員や教員に対し、保護司の活動内容を紹介する等の働きかけを行います。				
40	“社会を明るくする運動”の周知 [地域福祉課]☎043-245-5219	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を目指す“社会を明るくする運動”に参加するとともに、ホームページなどにより、周知します。				

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">事業名
[担当課]</th><th colspan="4">取組内容</th><th rowspan="2">関連№</th></tr>
<tr><th>評価指標</th><th>評価単位</th><th>令和３年度実績</th><th>目標
（令和8年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">41</td><td>市職員への再犯防止にかかる意識醸成</td><td colspan="4" rowspan="2">再犯防止にかかる意識の醸成を図るため、多くの市職員が受講できるような方法により、研修等を実施します。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[地域福祉課]☎043-245-5219</td></tr>
<tr><td rowspan="2">42</td><td>薬物乱用防止の啓発＜再掲＞</td><td colspan="4" rowspan="2">ポスター掲示や市ホームページ、イベント等を通じて市民の方への薬物乱用防止や再発防止に関する啓発を行います。</td><td rowspan="2">№19、24</td></tr>
<tr><td>[医療政策課]☎043-245-5204</td></tr>
<tr><td rowspan="2">43</td><td>非行防止にかかる広報・啓発活動</td><td colspan="4">地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会やネット安全教室等に講師を派遣します。
また、広報紙やホームページなどによる情報発信を行います。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>[青少年サポートセンター]☎043-245-3700</td><td>研修会の開催</td><td>回</td><td>49回</td><td>80回</td></tr>
</table>

コラム【千葉市保護司会連絡協議会より寄稿】

千葉市保護司会連絡協議会の取り組み

千葉市保護司会連絡協議会とは、千葉市が政令指定都市になった平成４年に６地区（中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜）に分かれた保護司会が、連携して更生保護事業に取り組む必要性があることから設置されたものです。

○“社会を明るくする運動”の実施

千葉市保護司会連絡協議会の主な活動は、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の一環として、千葉駅頭での広報活動や「千葉市民のつどい」を実施しています。本運動の推進委員長に千葉市長をお願いし、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現のための更生保護活動について広く市民に働きかけ理解を深めていただくことを目的に実施しています。

（１）千葉駅頭での広報活動

千葉駅付近のそごう前小三角地にて“社会を明るくする運動”の強調月間でもあり、「再犯防止啓発月間」でもある７月に千葉県警察音楽隊の出演をお願いして広報活動を展開しています。市内保護司や更生保護女性会会員の他に千葉保護観察所、千葉県、千葉市、千葉県警、ＪＲ千葉駅等からも関係者の出席をいただいて開催しています。

（２）「千葉市民のつどい」

「千葉市民のつどい」は、保護司だけでなく更生保護女性会・ＢＢＳ会にも協力をいただいて、千葉市文化センターで８月に実施しています。各地区の作文コンテストの優秀作品の発表や輪番で小中学校の地区代表による音楽発表（吹奏楽等）の他に、様々な領域において活躍されている著名人の講演会も実施しています。小中学生の作文では、実際に体験したことから犯罪や非行について考え、気づいたことや自分にできること等を発表します。音楽発表からは日頃の練習の成果を発揮されて出席者の多くは感動と元気をもらっています。

○千葉市との就労支援協定の締結

犯罪をした者の就労については大変難しく、協力雇用主の協力により更生できた人は少なくありません。平成 26（2014）年３月に千葉市保護司会連絡協議会と千葉市との間で就労支援に関する協定を締結しています。実際に千葉市の臨時職員として１年間雇用していただいて、民間の企業へつなげる事ができたという事例もあり、引き続き市役所の仕事に興味のある人には積極的に千葉市に働き掛けていきたいと考えています。

コラム【千葉市更生保護女性会連絡協議会より寄稿】

更生保護女性会の活動・取組について

「更生保護女性会」とは、女性として、母親としての立場から平和な生活を守るために地域から犯罪者や非行少年を出さないと同時に、犯罪や非行に陥った人たちが、二度と過ちを繰り返さないよう、その立ち直りを支え、犯罪や非行のない明るい社会を作ろうとするボランティア団体です。

当会は、以下の重点目標を掲げて活動しています。

１．“社会を明るくする運動”への参加、協力

次代を担う青少年の健全育成のため、犯罪予防活動・再犯防止活動（ミニ集会・講演会等）を活発に展開し、関係機関団体との連携を図りつつ、地域に根ざした活動を積極的に推進します。

２．会員研修会の開催

更生保護女性会の意識の統一と士気の高揚を図り、活動の一層の充実と発展を期するために、会員研修会等を実施します。

３．地域との連携・協働活動の推進

更生保護関係団体との連携協調を図ります。地域に根ざした更生保護関係団体･諸団体との連携・協働活動を積極的に実施します。

４．資金造成活動の実施

地域活動を積極的に推進するため、資金づくりを促進し、更生保護活動の周知を図ります。

（６）国・民間団体等との連携を強化するための取組

犯罪をした人等の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組みを進めていくことが大切であると考えます。

今後、千葉市における再犯防止に関する推進体制を構築し、関係機関との連携強化を図っていくことで、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んでいきます。

No	事業名 [担当課]	取組内容				関連No.
		評価指標	評価単位	令和３年度実績	目標 （令和8年度）	
44	関係機関・団体との連携 [地域福祉課]☎043-245-5219	再犯防止にかかる推進体制及び連携を強化するため、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の委員を中心とした関係団体で構成する「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」を設置し、ネットワークの構築及び計画の進捗に係る意見交換などを行います。				

コラム【千葉県弁護士会より寄稿】

弁護士が再犯防止にどのように関わっているか

弁護士は２つの側面から罪を犯した人の再犯防止にアプローチする存在です。

（１）第１のアプローチは、罪を犯した人が刑事裁判を受けるときに、その人を弁護する弁護人としてのアプローチです。罪を犯した人が罪を認めているとき、弁護人はその人が罪を犯した原因を探求し、原因に応じた有効な対策を考え、その対策に沿った具体的な環境を調整します。ときには、弁護人が、地域生活定着支援センター、中核地域生活支援センター、社会福祉士といった福祉職・福祉機関と協力してこのような環境調整活動を行うこともあります。弁護人は罪を犯した人に最も近しい立場に立つ存在です。そして、罪を犯した人が更生に向けて動き出すときの最初の味方でもあります。

千葉県弁護士会は、こうした弁護人の弁護活動の質を高めるため、更生に向けた環境調整活動に関する研修を弁護士会員向けに開催しています。

また、罪を犯した人に障害がある場合は、より専門的な対応が必要になることがあるから、弁護士会は「障害者刑事弁護人制度」という特別の制度を設け、障害のある被疑者・被告人に対しては専門的な研修を受けた弁護士を派遣するようにしています。さらに、罪を犯した人に帰る家がない場合は、特定の福祉機関と連携して釈放時にすぐにシェルターに入れるように手配する「社会復帰支援活動援助制度」も設けています。

（２）弁護士の第２のアプローチは、罪を犯した人が矯正施設を退所してきたときに、その人の生活上の様々な問題について、法律相談に応じ、法的な解決法を提供する地域の法律家としてのアプローチです。罪を犯した人が、いったん社会から切り離されて矯正施設に入ってからそこを退所してくるとき、その人の目の前には未払債務の問題、未解決の家庭の問題、断ち切るべき不良交友の問題など様々な法律問題が存在します。その人を悩ませるこれらの問題は新たな犯罪の引き金になります。弁護士は、こうした再犯の引き金になりうる様々な問題を法的に分析し、解決に資する法的な助言を提供できる専門家です。

千葉県弁護士会は、様々な分野の法律相談に応じられる法律相談サービスを用意しており、これらは矯正施設を退所した人の役に立つものです。

もっとも、千葉県弁護士会は、これまで、矯正施設を退所した人を支援するための特別な法律相談サービスは用意していなかったから、矯正施設を退所した人が法律相談を利用しやすいとはいえなかったかもしれません。そこで、千葉県弁護士会としては、このたび、新たに矯正施設を退所した人やその支援者がリーガルサービスにアクセスしやすい制度の検討を開始します。

コラム【千葉市社会福祉協議会より寄稿】

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全ての市区町村に設置されています。

千葉市社会福祉協議会（千葉市社協）では、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）に対する支援、ボランティア活動のコーディネートをはじめ、社会福祉施設の運営、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援など幅広く事業を行っております。

なかでも社協地区部会は、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、令和３（2021）年度末現在で市内に67団体あります。概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

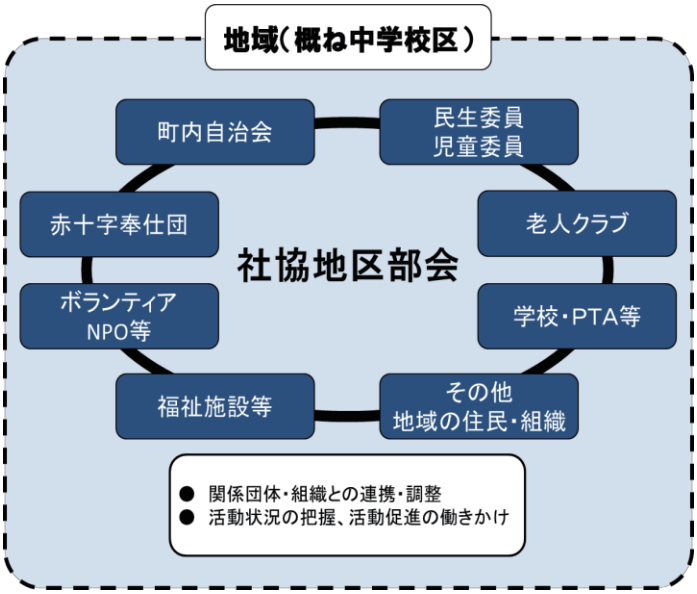

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあることから、千葉市社協としても今まで築いてきた地域の関係団体のネットワークを活かし、犯罪をした人等の生活課題解決に貢献できるよう努めてまいります。

千葉市社協
マスコットキャラクター
ハーティちゃん

コラム【千葉保護観察所より寄稿】

千葉保護観察所の取組

千葉保護観察所は、千葉県下における、保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された人）、少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された人）、仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）、保護観察付き執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）に対する「保護観察」や、少年院や刑務所等の矯正施設に収容されている人の出所後に向けた「生活環境の調整」等を実施しています。

令和３（2021）年の１年間に約 2,400 件の保護観察、約 3,200 件の生活環境の調整を行いました。それらの実施に当たっては、地域で日々の指導や立ち直りの助言を行ってくださる民間ボランティアの「保護司」や、前歴等を理解の上で雇用してくださる「協力雇用主」、住居や食事など生活面での支援をしてくださる「更生保護施設」や「自立準備ホーム」といった地域の団体等の御協力をいただきながら、一人一人が抱える課題に応じて様々な取組を行っています。また、刑務所等を出所したものの、帰る場所や頼るべき人がいない人たちに対して、宿泊場所や食事、就労機会を提供する「更生緊急保護」の措置も実施しています。

（プロ野球での広報掲示）

これらの取組に加えて、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生や犯罪予防について地域社会の理解を得ることを目的として、更生保護ボランティアの「保護司」や「更生保護女性会」、「ＢＢＳ会」と一緒に、「社会を明るくする運動」を始めとした広報啓発活動を各地で行っています。

この他、保護観察所には犯罪被害に遭われた方々のために専従の担当者を置いて、相談・支援等も行っております。また、心神喪失等の状態で殺人や放火などの重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰を促進する「医療観察」についても、専門の職員を配置して実施しています。

犯罪や非行をした人たちの地域の中での立ち直りは、保護観察所だけでなく、地域で生活している保護司や更生保護女性会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主、更生保護施設の職員など民間の方々によって支えられ、さらに地方自治体や地域社会の皆様の御理解と御協力をいただくことで成り立っています。千葉市再犯防止推進計画によって、これまでのつながりがより強まることをお願いしますとともに、保護観察所もなお一層の取組をして参ります。

■第４章　計画の推進に向けて

１　計画策定の効果～つなぐ意識の醸成

再犯防止推進法が制定・施行される以前は、再犯防止の取組は主に刑事司法機関や犯罪をした人等を支援する民間団体等を中心に実施されてきましたが、再犯防止推進法の施行に伴い、再犯防止施策の推進における地方公共団体の果たす役割の重要性が注目されるようになり、千葉市においても再犯防止推進計画を策定するに至りました。

市における再犯防止の取組を検討するにあたっては、現在行っている市民サービスを、再犯防止に資するという視点から再度見直すことから取り組んできました。この検討過程で、再犯防止を推進するという意識を持つことが必要であることや、犯罪をした人等の支援を行っている人でさえも、市の各種サービスや事業等の申請手続きにたどり着くことが難しいと感じていることが分かりました。

そこで、本計画の策定により、従前から提供している各種サービスや事業等が再犯防止につながっていることを市職員の中に意識づけ、再犯防止に対する意識の醸成及び浸透を図ります。そして、地域で暮らす多くの方々に対し、支援を必要とする犯罪をした人等を支援に「つなぐ」ことを意識していただけるよう伝えていきます。

２　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、就労・住居・保健医療・福祉サービス・教育など多方面の分野との関連が生じますので、庁内横断的に関連する部署との連携を密にして、必要な支援を切れ目なく実施していきます。

また、犯罪をした人等への寄り添い支援を行う千葉県地域生活定着支援センターや中核地域生活支援センターと連携し、市が構築しようとしている「重層的・包括的相談支援体制」に着実につなげることにより、刑務所等を出所する前の段階から相談に関わり、出所後に安定した生活を送ることができるよう支援していきます。

さらに、国や千葉県、民間の団体等との相互の連携は再犯の防止を推進するにあたり必要不可欠なものであることから、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の委員を中心とした関係団体と庁内関係課で構成する「千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議」を設置し、再犯防止を推進する上で効果的と考えられる取組の検討や、支援対象者への支援に関する意見交換や情報共有を行うことにより、再犯防止に係る知見やノウハウを蓄積するとともに、関係機関相互の連携強化を図ります。

これらに基づき本計画を着実に推進することにより、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを支援し、安全で、安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

3　計画の評価

本計画の策定に際しては、刑事司法機関や、犯罪をした人等への支援に関わりのある民間団体など、再犯防止に専門的知見を有する方々で構成する千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会における協議・検討を経て、社会福祉事業者及び学識経験者等で構成され、地域福祉に関する事項を専門に扱う市の附属機関である千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において審議を行ってきました。

犯罪をした人等が矯正施設等から出所した後、または起訴猶予等が確定した後は、地域の中で生活することとなります。その際に重要な視点は、「ひとりぼっちにしない」ことです。犯罪をした人等が地域社会の一員として、孤立することのない地域社会づくりを目指していきます。

地域福祉専門分科会は、千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議の中で協議した事項や、計画に記載されている再犯防止推進施策の進捗状況、犯罪をした人等に対する支援の事例等についての報告を受けるとともに、施策の進捗状況や事例の蓄積を踏まえ総合的な評価を行います。

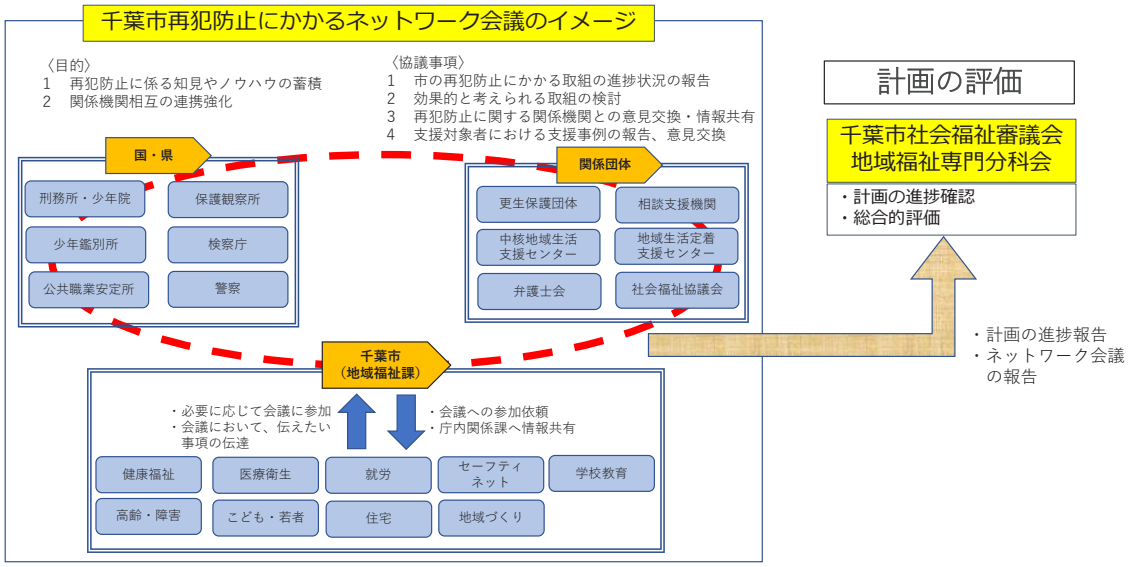

資　料　編

1　相談窓口一覧 …… 54
■就労に関する相談 …… 54
■住居に関する相談 …… 55
■保健医療・福祉サービスに関する相談 …… 55
■非行の防止に関する相談 …… 62
■権利擁護関係の相談 …… 63
■こども・子育ての相談 …… 65
■ひとり親家庭、寡婦および女性の相談 …… 67
■くらしに関する相談 …… 68
■その他の相談 …… 70

2　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号） …… 71

3　千葉市再犯防止推進計画の策定経緯 …… 76

4　千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会規約 …… 77

5　社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧 …… 79

6　千葉市ＷＥＢアンケート調査結果 …… 80

7　用語集 …… 84

■資料編

1　相談窓口一覧（令和４年１２月１日時点）

■ 就労に関する相談

１　千葉市自立・就労サポートセンター

国(千葉労働局)と協働で、生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金を受けている方、生活保護申請・相談中の方などを対象に、求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行っています。

〇千葉市自立・就労サポートセンター中央
所在地：中央区中央 4-5-1　きぼーる 11 階
☎ 223-6270　Fax 221-2200

〇千葉市自立・就労サポートセンター花見川
所在地：花見川区瑞穂 1-1　花見川保健福祉センター1 階
☎・Fax 275-6633

〇千葉市自立・就労サポートセンター稲毛
所在地：稲毛区穴川 4-12-1　稲毛区役所 2 階(「千葉市ふるさとハローワークいなげ」併設)
☎ 284-0860

〇千葉市自立・就労サポートセンター若葉
所在地：若葉区貝塚 2-19-1　若葉保健福祉センター1 階
☎ 233-2337　Fax 233-2331

相談日時(共通)：月～金曜日　8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

２　ハローワーク

雇用に関する相談・支援、職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等、様々な雇用サービスを行っています。

〇ハローワーク千葉
所在地：美浜区幸町 1-1-3
☎ 242-1181　Fax 242-1163

〇ハローワーク千葉南
所在地：中央区南町 2-16-3 海気館蘇我駅前ビル 3 階・4 階
☎ 300-8609　Fax 300-8619

３　マザーズハローワーク

子育てをしながら働きたい方や仕事と家庭を両立したい方に、総合的な就職支援を行っています。

〇所在地：中央区新町 3-13 千葉 TN ビル 1 階
☎ 238-8100　Fax 238-6792

■ 住居に関する相談

1　すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報提供コーナー）

住宅に関する相談に対応するため、専用窓口として「すまいのコンシェルジュ」を設置しています。

○所在地：中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター１F　☎ 245-5690　FAX 245-5691

■ 保健医療・福祉サービスに関する相談

保健・福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するためには、その方の健康状態や身体状況、生活の状態等を総合的な視点からとらえ、その方の意思を尊重しながら、各種のサービスを必要に応じて組み合わせていくきめ細かな対応が必要です。

すべての市民が、必要なときに適切な保健・福祉サービスを、地域に暮らしながら利用できるように、保健福祉センターを拠点として、各区単位のサービスを提供しています。

1　保健福祉センター

⑴ 高齢障害支援課

高齢者・障害者等の各種の相談を受け、必要に応じた援助や施設入所等の事務を行っています。

○高齢支援班・・・・・・・高齢福祉に係る各種相談を受け、必要に応じた援助や指導を行うほか、民生委員・児童委員に関することを担当します。

○障害支援班・・・・・・・身体・知的障害者（児）（精神については健康課）の相談を受け、必要に応じた援助を行います。

○介護保険室・・・・・・・介護保険制度に関する相談や要介護認定等の申請を受け、必要に応じてサービスの利用に向けた助言や指導を行います。

⑵ こども家庭課

児童及び家庭に関する相談や子育て支援（ひとり親家庭支援含む）に関する各種手当・医療費助成の申請、保育所・子どもルームの利用に関する手続きを行います。

⑶ 社会援護課

生活に困っている方に対して相談及び助言を行うとともに、生活保護による各種の援助及び自立のための支援を行っています。

○社会給付班・・・生活保護費や住居確保給付金、戦没者遺族等の給付等に関することを行います。

○保護班・・・・・生活保護や中国残留邦人等に関する相談を受け、必要に応じた援助、指導等を行います。

⑷ 健康課

健康・精神保健・難病に関する相談や各種申請等の受け付けをしています。

○すこやか親子班・・・・・乳幼児の健康診査・育児支援等に関することを行います。

○健康づくり班・・・・・・健康教育・健康相談・介護予防等に関することを行います。

○こころと難病の相談班・・精神保健福祉相談・難病相談等に関することを行います。

所在地	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
	中央区中央4-5-1	花見川区瑞穂1-1	稲毛区穴川4-12-4	若葉区貝塚2-19-1	緑区鎌取町226-1	美浜区真砂5-15-2
高齢障害支援課	高齢支援班 ☎ 221-2150 障害支援班 ☎ 221-2152 介護保険室 ☎ 221-2198 FAX 221-2602 ✉koreishogai.CHU@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 275-6425 障害支援班 ☎ 275-6462 介護保険室 ☎ 275-6401 FAX 275-6317 ✉koreishogai.HAN@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 284-6141 障害支援班 ☎ 284-6140 介護保険室 ☎ 284-6242 FAX 284-6193 ✉koreishogai.INA@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 233-8558 障害支援班 ☎ 233-8154 介護保険室 ☎ 233-8264 FAX 233-8251 ✉koreishogai.WAK@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 292-8138 障害支援班 ☎ 292-8150 介護保険室 ☎ 292-9491 FAX 292-8276 ✉koreishogai.MID@city.chiba.lg.jp	高齢支援班 ☎ 270-3505 障害支援班 ☎ 270-3154 介護保険室 ☎ 270-4073 FAX 270-3281 ✉koreishogai.MIH@city.chiba.lg.jp
こども家庭課	☎ 221-2149 FAX 221-2606 ✉kodomokatei.CHU@city.chiba.lg.jp	☎ 275-6421 FAX 275-6318 ✉kodomokatei.HAN@city.chiba.lg.jp	☎ 284-6137 FAX 284-6182 ✉kodomokatei.INA@city.chiba.lg.jp	☎ 233-8150 FAX 233-8178 ✉kodomokatei.WAK@city.chiba.lg.jp	☎ 292-8137 FAX 292-8284 ✉kodomokatei.MID@city.chiba.lg.jp	☎ 270-3150 FAX 270-3291 ✉kodomokatei.MIH@city.chiba.lg.jp
社会援護課	第一課社会給付班 ☎ 221-2147 第一課保護第一班 ☎ 221-2154 第一課保護第二班 ☎ 221-2155 第一課保護第三班 ☎ 221-2156 第一課保護第四班 ☎ 221-2550 FAX 221-2164 ✉shakaiengo1.CHU@city.chiba.lg.jp 第二課保護第一班 ☎ 221-2066 第二課保護第二班 ☎ 221-2067 第二課保護第三班 ☎ 221-2068 第二課保護第四班 ☎ 221-2017 第二課保護第五班 ☎ 221-2174 FAX 221-2164 ✉shakaiengo2.CHU@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 275-6416 保護第一班 ☎ 275-6471 保護第二班 ☎ 275-6420 保護第三班 ☎ 275-6490 保護第四班 ☎ 275-0091 FAX 275-6904 ✉shakaiengo.HAN@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 284-6135 保護第一班 ☎ 284-6136 保護第二班 ☎ 284-6142 保護第三班 ☎ 284-6143 保護第四班 ☎ 284-6143 FAX 284-6153 ✉shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp	第一課社会給付班 ☎ 233-8148 第一課保護第一班 ☎ 233-8156 第一課保護第二班 ☎ 233-8157 第一課保護第三班 ☎ 233-8208 第一課保護第四班 ☎ 233-5305 FAX 233-8170 ✉shakaiengo1.WAK@city.chiba.lg.jp 第二課保護第一班 ☎ 233-8158 第二課保護第二班 ☎ 233-8149 第二課保護第三班 ☎ 233-8199 第二課保護第四班 ☎ 233-8180 FAX 233-8170 ✉shakaiengo2.WAK@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 292-8135 保護第一班 ☎ 292-8152 保護第二班 ☎ 292-8153 保護第三班 ☎ 292-8136 FAX 292-8162 ✉shakaiengo.MID@city.chiba.lg.jp	社会給付班 ☎ 270-3148 保護第一班 ☎ 270-1223 保護第二班 ☎ 270-3149 FAX 270-3195 ✉shakaiengo.MIH@city.chiba.lg.jp
健康課	すこやか親子班 ☎ 221-2581 健康づくり班 ☎ 221-2582 こころと難病の相談班 ☎ 221-2583 FAX 221-2590 ✉kenko.CHU@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 275-6295 健康づくり班 ☎ 275-6296 こころと難病の相談班 ☎ 275-6297 FAX 275-6298 ✉kenko.HAN@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 284-6493 健康づくり班 ☎ 284-6494 こころと難病の相談班 ☎ 284-6495 FAX 284-6496 ✉kenko.INA@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 233-8191 健康づくり班 ☎ 233-8714 こころと難病の相談班 ☎ 233-8715 FAX 233-8198 ✉kenko.WAK@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 292-2620 健康づくり班 ☎ 292-2630 こころと難病の相談班 ☎ 292-5066 FAX 292-1804 ✉kenko.MID@city.chiba.lg.jp	すこやか親子班 ☎ 270-2213 健康づくり班 ☎ 270-2221 こころと難病の相談班 ☎ 270-2287 FAX 270-2065 ✉kenko.MIH@city.chiba.lg.jp

2　保健福祉総合相談

保健や福祉に関する相談を受け、内容に応じ関係各課等に引き継ぎをするなど、利用者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用をサポートします。

○受付時間：月～金曜日　9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

☎245-5720　FAX 245-5620　✉fukushi-soudan@city.chiba.lg.jp

3　民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市長の推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、その職務は、社会奉仕の精神をもって生活困窮者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする方々

の相談・援助にあたるとともに、保健福祉センターや児童相談所等の関係行政機関に対して協力することとされています。なお、民生委員は児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。

［問い合わせ先　各保健福祉センター高齢障害支援課］

4　千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている地域住民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けた支援を行っています。

○相談日時(共通)：月～金曜日　8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地：中央区中央 4-5-1　きぼーる 15 階 中央保健福祉センター

☎ 202-5563　FAX 221-3370　✉ soudan-chu@chiba-shakyo.jp

○千葉市生活自立・仕事相談センター花見川

所在地：花見川区瑞穂 1-1　花見川保健福祉センター1 階

☎ 307-6765　FAX 307-6766　✉ hanamigawa-soudan@uwnchiba.net

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地：稲毛区穴川 4-12-4　稲毛保健福祉センター1 階

☎ 207-7070　FAX 207-7072　✉ soudan@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地：若葉区貝塚 2-19-1　若葉保健福祉センター3 階

☎ 312-1723　FAX 312-6403　✉ wakaba@jigyoudan.com

○千葉市生活自立・仕事相談センター緑

所在地：緑区鎌取町 226-1　緑保健福祉センター2 階

☎ 293-1133　FAX 291-1899　✉ midori@npo-link.jp

○千葉市生活自立・仕事相談センター美浜

所在地：美浜区真砂 5-15-2　美浜保健福祉センター2 階

☎ 270-5811　FAX 270-5812　✉ soudan-mihama@chiba-shakyo.jp

【高齢者の相談】

1　あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療に関する様々な相談に応じるほか、権利擁護に関する相談業務等を行います。

なお、お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、各センターまでお問い合わせください。

○業務日時（共通）：月～土曜日　9:00～17:00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※緊急の場合は時間外でも電話に応じます。

あんしんケアセンター名	町丁名
東千葉：☎ 216-2131 FAX 216-2132	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
中央：☎ 216-2121 FAX 216-2211	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町

あんしんケアセンター名	町丁名
千葉寺：☎ 263-3066 FAX 263-3077	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
松ケ丘：☎ 420-8325 FAX 264-8655 白旗出張所：☎308-9811 FAX 265-8111	赤井町、今井町、今井、鵜の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巌寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ケ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
浜野：☎ 305-0102 FAX 305-0108	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町
こてはし台：☎ 258-8750 FAX 258-8751	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井４丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸町、横戸台
花見川：☎ 250-1701 FAX 250-1703	天戸町、柏井１丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
さつきが丘：☎ 307-3225 FAX 307-3226	犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台２丁目～４丁目
にれの木台：☎ 445-8012 FAX 445-8013	朝日ヶ丘１～３丁目・５丁目、西小中台、畑町、宮野木台１丁目
花園：☎ 216-2610 FAX 216-2618	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘４丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
幕張：☎ 212-7300 FAX 212-7330	武石町、幕張町、幕張本郷
山王：☎ 304-7740 FAX 304-7743 宮野木出張所：☎ 307-9010 FAX 307-9011	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町
園生：☎ 306-6881 FAX 306-6882	あやめ台、園生町
天台：☎ 284-6811 FAX 284-6866	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町
小仲台：☎ 307-5780 FAX 307-5781	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町
稲毛：☎ 216-2831 FAX 216-2832	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町
みつわ台：☎ 290-0120 FAX 290-0122	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町
都賀：☎ 312-5110 FAX 312-5121	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台
桜木：☎ 214-1841 FAX 214-8787	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北
千城台：☎ 236-7400 FAX 236-7401	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町
大宮台：☎ 208-1212 FAX 208-1214	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町
鎌取：☎ 293-6911 FAX 293-6912	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
誉田：☎ 300-4855 FAX 292-8262	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
土気：☎ 295-0110 FAX 205-5050 あすみが丘出張所：☎ 205-5000 FAX 205-5001	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町
真砂：☎ 278-0111 FAX 278-0115	中瀬１丁目、ひび野１丁目、真砂、若葉
磯辺：☎ 445-8440 FAX 445-8447 浜田出張所：☎ 441-7410 FAX 441-7415	磯辺、打瀬、高浜５～６丁目、豊砂、中瀬２丁目、浜田、ひび野２丁目、幕張西、美浜
高洲：☎ 278-2545 FAX 278-2547	稲毛海岸、高洲、高浜１～４丁目・７丁目
幸町：☎ 301-5528 FAX 307-6835	幸町、新港

２　ちば認知症相談コールセンター

認知症の方やご家族などが気軽に利用できるコールセンターです。介護の経験者が電話で相談に応じます。

〇相談日：月・火・木・土　10:00～16:00

〇面接相談日：金（要予約）

○所在地：中央区千葉港 4-3　千葉県経営者会館 5 階

☎ 238-7731　プッシュ回線の固定電話(局番なし)　#7100　Fax 238-7732

3　認知症疾患医療センター

認知症の方やご家族などからの医療的な相談に応じます。

相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

○相談日：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～15:00　※まずは電話でご相談ください。

○所在地：中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院内

☎ 226-2736、226-2256　Fax 226-2738

4　介護相談員派遣

介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じます。

☎ 245-5062　Fax 245-5621　✉ kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

5　家族介護者支援センター

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等が分かりやすくアドバイスします。

電話で気軽にご相談いただけるほか、自宅訪問やオンライン上で介護方法（排泄介助や食事介助など）の実技を交えながら、直接アドバイスを受けることができます。

○相談日：月～金　9:00～17:00　土　10:00～13:00

○所在地：中央区千葉港 4-3　千葉県社会福祉センター4 階

☎ 302-2017　Fax 242-6376　✉ chihokyo@kfz.biglobe.ne.jp

6　生涯現役応援センター

高齢者の皆さんの生きがいの向上と社会を支える存在として活躍いただくことを目的として、就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行います。

○相談日：月～金　9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

○所在地：稲毛区穴川 4-12-1　稲毛区役所 2 階

☎ 256-4510　Fax 256-4507

【障害者の相談】

1　障害者相談センター

障害者相談センターとは、障害者(満 18 歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者）の更生援護の利便を図るための技術的専門機関として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の両機能を併せ持った施設です。

○所在地：中央区千葉寺町 1208-2　千葉市ハーモニープラザ B 棟 1 階

☎ 209-8823　Fax 209-8826　✉ shogaishasodan.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定

業務を行っています。

①補装具に関する相談・指導及び処方と適合判定

身体障害者の身体の一部の欠損、又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具(義手・義足・装具・車いす・補聴器他)の支給及び修理に際し、その処方・仮合せ及び適合判定を行っています。

②自立支援医療（更生医療）給付の要否判定

身体障害者が、障害の軽減・進行の防止・機能回復のために行う治療(人工透析等)について、その給付の要否の判定を行っています。

③身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定と手帳の作成事務

身体障害認定基準に基づき、障害程度の審査を行い、身体障害者手帳の作成を行っています。

④療育手帳交付に係る判定と手帳の作成事務

療育手帳の交付を希望する知的障害者に対し、その障害の程度を判定するとともに療育手帳の作成事務を行っています。

２　こころの健康センター

市民の皆様の心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、各種の事業を行っています。

〇所在地：美浜区高浜 2-1-16

☎ 204-1582　FAX 204-1584　✉ kokoronokenko.HWS@city.chiba.lg.jp

業務の内容

①企画・立案

専門的立場から精神保健福祉施策を推進します。

②技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センターなどの関係機関に対し、専門的な立場からの助言指導を行います。

③教育研修

保健所・保健福祉センター・社会復帰施設などの関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し、専門的資質向上のための研修を行います。

④普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、講演会・講座(精神保健福祉講演会・ボランティア講座など)を開催します。

⑤調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を行います。

⑥精神保健福祉相談

思春期や高齢期、アルコール・薬物・ギャンブル依存に関する問題など、心の健康に関する相談を行います。また、精神科医師等による来所相談（予約制）も行います。

⑦組織育成

ボランティア組織、家族の会、当事者の会、協力事業所の会、その他精神保健福祉に関する団体などの活動を支援します。

⑧こころの電話（主に傾聴を専門に実施しています）

〇受付時間：10:00～12:00、13：00～17：00(休館日を除く)

〇休館日：土・日曜日、祝日、年末年始

☎ 204-1583

３　千葉市発達障害者支援センター

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人、家族及び支援機関等からの発達障害に関する相談（予約制）に応じます。

〇所在地：美浜区高浜 4-8-3（療育センター内 3 階）

☎ 303-6088　Fax 279-1353

４　障害者基幹相談支援センター

障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。

窓口	所在地	☎	FAX
中央区障害者基幹相談支援センター	中央区市場町 2-15-201	445-7733	445-7785
花見川区障害者基幹相談支援センター	花見川区畑町 591-17	239-6427	239-6428
稲毛区障害者基幹相談支援センター	稲毛区作草部 2-4-6	254-0671	290-6530
若葉区障害者基幹相談支援センター	若葉区大宮町 2112-8	312-2853	265-5405
緑区障害者基幹相談支援センター	緑区おゆみ野 4-22-6 初芝第 5 ビル 101	312-4891	312-4892
美浜区障害者基幹相談支援センター	美浜区真砂 2-3-1	304-5454	304-6322

５　身体障害者相談員

身体障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

［問い合わせ先　各保健福祉センター高齢障害支援課］

６　知的障害者相談員

知的障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

［問い合わせ先　各保健福祉センター高齢障害支援課］

７　精神保健福祉相談

専門医等による精神保健福祉相談を予約制で行っています。

種類		実施場所
精神保健福祉相談		各保健福祉センター健康課、こころの健康センター
専門相談	思春期相談	こころの健康センター
	高齢者相談	
	アルコール・薬物依存相談	
	ギャンブル等依存相談	

このほか、精神保健福祉相談員による相談を随時受け付けています。

［問い合わせ先　各保健福祉センター健康課、こころの健康センター］

８　障害者差別解消の相談窓口

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

☎ 245-5157　FAX 245-5549　✉ shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

■ 非行の防止に関する相談

１　青少年サポートセンター

青少年の健全育成や非行防止のため、学校や警察などの協力のもと、相談や補導活動及び青少年のサポート事業、広報啓発活動に努めています。非行・家庭問題・不登校などの電話相談及び来所相談を受けています。

名称	☎	FAX	✉
青少年サポートセンター(中央区、全区)	245-7300	245-3711	seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp
東分室(若葉区)	237-5411	237-0316	seishonensupport-higashi@city.chiba.lg.jp
西分室(美浜区、稲毛区及び花見川区の一部)	277-0007	277-9651	seishonensupport-nishi@city.chiba.lg.jp
南分室(緑区)	293-5811	293-5813	seishonensupport-minami@city.chiba.lg.jp
北分室(花見川区、稲毛区の一部)	259-1110	259-5519	seishonensupport-kita@city.chiba.lg.jp

２　児童相談所

18 歳未満のお子さんの養護・虐待・障害・非行・育成などについて相談に応じます。

専門のスタッフ（児童福祉司、児童心理司、言語聴覚士、医師など）が、必要に応じて調査・診断・指導を行います。また、定期的に児童相談所に来所する通所指導のほか、一時的に児童を保護したり、児童福祉施設等への入所（措置）も行います。そのほか、里親相談にも応じています。

区	窓口	所在地	☎・FAX	✉
中央区 若葉区 緑区	東部児童相談所	美浜区高浜 3-2-3	☎ 277-8820 FAX 278-4371	jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp
花見川区 稲毛区 美浜区	西部児童相談所		☎ 277-8821 FAX 278-4371	jidosodan.WCG@city.chiba.lg.jp

(1)主な業務

ア　相談

①来所相談

児童相談員等が、各種相談(養護相談・虐待相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等)を受け付けます。

②電話相談

「子ども電話相談」を設け、専門の電話相談員が相談に応じています。

○相談日時　月～金曜日 9:00～16:30（12:00～13:00 及び祝日・年末年始を除く）

☎ 279-8080

イ　調査・診断指導

受け付けた相談に対し、児童福祉司が家庭や関係機関等を訪問し、調査・指導を行います。また、医師や児童心理司等が専門的診断を行うとともに、必要に応じて通所指導を行います。

ウ　施設入所等

保護者がいない児童や、環境上養護を要する児童、障害のある児童等を必要に応じ児童福祉施設等へ入所させ、または里親等に委託しています。なお、世帯の課税状況により負担があります。

(2)一時保護

家庭の事情で養育できなくなった児童や迷子、虐待を受けた児童を保護します。また、行動観察、短期入所指導等のため、一時的に児童を預かります。

■ 権利擁護関係の相談

1　人権擁護委員による相談

差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて、人権擁護委員が相談に応じます。

(1)常設人権相談

○受付時間：月～金曜日　8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

○相談方法：面接または電話

○面接場所：千葉地方法務局 5 階

○受付方法：面接の場合　千葉地方法務局人権擁護課　☎ 302-1319、電話の場合　☎ 0570-003-110(全国共通)

HP の場合 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

(2)特設人権相談（休止中。再開の際は別途周知します）

○受付時間：毎週火曜日　10:00～15:00

○相談方法：面接

○面接場所：千葉中央コミュニティセンター2 階

○受付方法：当日直接会場へ

☎ 302-1319（千葉地方法務局）または 245-5060（市男女共同参画課）

2　日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

○対象：知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など

○相談窓口：千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会）

○受付時間：月～金曜日　9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)

○所在地：千葉市ハーモニープラザ　C棟 3 階

☎ 209-6000　FAX 209-6021　✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

3　成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族の方です。なお、身寄りのない方については、市町村長も申し立てることができます。

また、千葉市では、申立てを行った方のうち、生活保護を受けている方など低所得者については、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

〇対象者

・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が十分でない方

[問い合わせ先]

・高齢者の方　千葉市あんしんケアセンター

・障害のある方　千葉市障害者基幹相談支援センター

・千葉家庭裁判所　☎ 333-5321（後見係）

・身寄りのない認知症高齢者の方　各保健福祉センター高齢障害支援課

・身寄りのない知的障害者、精神障害者の方　障害者自立支援課

☎ 245-5175　FAX 245-5549　✉ shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

・親族申立ての支援　千葉市成年後見支援センター

4　千葉市成年後見支援センター

成年後見制度に関する様々な相談に応じています。専門家による法律相談も行っています。

(法律相談は要予約)

〇受付時間：月～金曜日　9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)

〇所在地：中央区千葉寺町 1208-2　千葉市ハーモニープラザ C 棟 3 階

☎ 209-6000　FAX 209-6021　✉ seinenkoken@chiba-shakyo.jp

5　法テラス千葉

成年後見制度をはじめ、法的な相談に応じ、総合的に支援する公的機関です。

〇受付時間：月～金曜日　9:00～17：00（祝日・年末年始を除く）

〇所在地：中央区中央 4-5-1　きぼーる 2 階

☎ 0570-078315（IP 電話を使用されている方 050-3383-5381）

6　未成年後見制度

未成年後見制度とは、未成年の親権を行う者が、死亡、行方不明等でいなくなったときに裁判所が後見人を選任し、後見人が未成年者の身上援護や財産管理を行うことで、未成年者を保護する制度です。

［問い合わせ先　児童相談所］

７　千葉県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ千葉）

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応えています。週２回、無料で、電話相談を行っています。

〇相談日時：火・木曜日　10:00～16：00

〇所在地：中央区千葉港 7-1　ファーストビル千葉みなと３階　千葉県社会福祉士会事務局

☎ 238-2866　Fax 238-2867

８　千葉司法書士会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部）

判断能力が減衰した方に対し、家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が、後見人等として直接支援するほか、成年後見制度に関する相談もお受けします。

〇所在地：美浜区幸町 2-2-1　千葉司法書士会館内　☎ 301-7831

９　千葉県弁護士会（高齢者・障がい者支援センター）

成年後見制度・権利擁護など、法律問題全般に関する相談等を行っています。

〇所在地：中央区中央 4-13-9　千葉県弁護士会館内　☎ 227-1800

10　千葉県行政書士会（一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター）

成年後見制度に関する相談や生活保護、当面の住まい確保、その他行政手続に関する支援等を行っています。

〇所在地：中央区中央 4-13-10　教育会館４階　☎ 221-4192

■こども・子育ての相談

１　家庭児童相談室

家庭相談員が子どもと家庭のことについて相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。

お子さんの学校生活、性格、習慣、家族関係、知能・ことばの遅れ、家出や夜遊びで困っているなどのお悩みを伺います。

区名	相談日	受付時間	☎	FAX
中央区	月・火・木・金曜日	9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）	221-2151	221-2606
花見川区	月・水・木・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛区	月・火・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉区	月・火・水・金曜日		233-8152	233-8178
緑区	月・水・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜区	月・火・水・金曜日		270-3153	270-3291

２　児童委員・主任児童委員

〇児童委員

民生委員が兼務し、お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて相談に応じます。相談内容によっては、必要に応じて、児童相談所、保健福祉センター、保健所など専門機関に取り次ぎます。

〇主任児童委員

学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員の活動に協力します。児童委員とともに、皆さんの相談役・支え役となります。

［問い合わせ先　各保健福祉センターこども家庭課］

３　児童家庭支援センター

学校生活、しつけ、児童虐待、非行など児童に関する様々な問題についての相談に応じます。

〇児童家庭支援センター子里　☎ 310-6001　FAX 310-6002　✉ hibiki@tenyuukai.jp

〇子ども未来サポートセンターほうゆう　☎ 215-2001　FAX 250-7787
✉ kodomomirai-houyu@houyukai.or.jp

〇児童家庭支援センター・旭ヶ丘　☎ 214-8633　FAX 232-1477
✉ ja-asahigaoka@c-bethany-home.com

〇児童家庭支援センター・ふたば　☎ 285-5634　FAX 255-6798
✉ jikasen-futaba@mbr.nifty.com

４　子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館に子育てについて気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

公民館事業の日程などは、「ちば市政だより」をご覧になるか、各区中核公民館へお問い合わせください。

区名	中核公民館	☎	FAX
中央	松ケ丘公民館	261-5990	263-9280
花見川	幕張公民館	273-7522	273-6185
稲毛	小中台公民館	251-6616	256-6179
若葉	千城台公民館	237-1400	237-1401
緑	誉田公民館	291-1512	292-7487
美浜	稲浜公民館	247-8555	238-4176

５　子ども・若者総合相談センターLink

30 歳代までのニート、不登校、引きこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じます。

（来所相談・電話相談・訪問相談・出張相談・同行支援）

〇利用時間：月～金曜日　9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

〇所在地：美浜区高浜 2-1-16　千葉市こころの健康センター内

☎ 050-3775-7007

ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ申込：https://www.shinsei.elgfront.jp/chiba2/uketsuke/dform.do?acs=100linksoudann

６　養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することで悩みをお持ちの方に教育相談を行います。

（来所相談・電話相談・医療相談・土曜教育相談）

〇所在地：美浜区高浜 3-2-3

☎ 277-1199　FAX 277-1852

７　療育相談所

発達面での心配、聞こえ・言語面での心配があるお子さんの相談・診断・指導を行っています。

〇電話受付時間：月～金曜日　9:00～17:15（祝日・年末年始を除く）

〇所在地：美浜区高浜 4-8-3

☎ 216-2401　FAX 277-0220　✉ ryouiku1ban@guitar.ocn.ne.jp

８　母子健康包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関して、保健師や助産師の専門職が面接や電話等を通じ、相談に応じるほか、保健福祉サービスの紹介を行います。

区名	所在地	相談時間	☎	FAX
中央区	中央区中央 4-5-1 きぼーる内	平日　8:30～17:30 （祝日・年末年始を除く）	221-5616	221-2590
花見川区	花見川区瑞穂 1-1		275-2031	275-6298
稲毛区	稲毛区穴川 4-12-4		284-8130	284-6496
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1		233-6507	233-8198
緑区	緑区鎌取町 226-1		292-8165	292-1804
美浜区	美浜区真砂 5-15-2		270-2880	270-2065

※いずれも各区保健福祉センター健康課内

９　教育センター

不登校やいじめなど教育全般にわたる悩みをお持ちの方に教育相談を行います。

（来所相談・電話相談・医療相談）

〇所在地：稲毛区轟町 3-7-9

☎ 255-3702

■ひとり親家庭、寡婦および女性の相談

１　母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭や寡婦の方を対象に、お子さんや家庭、福祉資金の貸付のことなどについて相談に応じ、自立へのお手伝いをします。

窓口	相談日	受付時間	☎	FAX
中央保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日	9:30～16:30 （祝日・年末年始を除く）	221-2558	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課	月・火・水・金曜日		275-6445	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		284-6139	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課	月・水・木・金曜日		233-8152	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		292-8139	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課	月・火・木・金曜日		270-3153	270-3291

２　母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母及び父の就業と自立を支援するため、専門の相談員が就労相談に応じるほか、児童扶養手当受給者等に対して、ハローワークと連携した就業支援を行っています。

また、就業に役立つ講座の受講や資格取得のための給付金についての相談も受け付けています。

［問い合わせ先　各保健福祉センター母子・父子自立支援員］

３　ひとり親家庭土日・夜間相談電話

平日や昼間に育児や生活一般に関することなどを相談する時間がない方のために、相談員が電話でお話をうかがいます。

〇相談日時：土日、祝日　9:00～18:00　月～金曜日　18:00～21:00

☎ 234-3366

４　婦人相談員

女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。

窓口	相談日	受付時間	☎	FAX
中央保健福祉センターこども家庭課	月～金曜日	9:00～16:30（祝日・年末年始を除く）	221-2149	221-2606
花見川保健福祉センターこども家庭課			275-6421	275-6318
稲毛保健福祉センターこども家庭課			284-6137	284-6182
若葉保健福祉センターこども家庭課			233-8150	233-8178
緑保健福祉センターこども家庭課			292-8137	292-8284
美浜保健福祉センターこども家庭課			270-3150	270-3291

５　ハーモニー相談（女性のための相談）

女性からの相談を受け付けています。家族、職場、健康、将来、人間関係など、様々な悩みや問題について、女性相談員が応じます。

〇利用時間：火・水・木・金曜日　10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

土・日曜日　10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

☎ 209-8775

■くらしに関する相談

１　くらし相談

日常生活上での心配ごとや悩みごと等について、くらし相談員が応じます。

窓口	相談日	受付時間	☎
中央区地域振興課くらし安心室	月～金曜日（祝日を除く）	9:00～16:00（木曜日は 15 時まで）	221-2106
花見川区地域振興課くらし安心室		9:00～16:00（金曜日は 15 時まで）	275-6213
稲毛区地域振興課くらし安心室		9:00～16:00（金曜日は 15 時まで）	284-6106
若葉区地域振興課くらし安心室		9:00～16:00（金曜日は 15 時まで）	233-8123

緑区地域振興課くらし安心室		9:00～16:00 （金曜日は 15 時まで）	292-8106
美浜区地域振興課くらし安心室		9:00～16:00 （火曜日は 15 時まで）	270-3123

２　区役所市民総合窓口課・市民センター・連絡所

（１）主な取り扱い業務

種類		区役所市民総合窓口課	市民センター	連絡所
届出・登録・受付など	戸籍、住民異動（住居地届出）、印鑑登録、マイナンバーカード（個人番号カード）、電子証明書	●	●	
	特別永住者証明書、住居表示付番・変更廃止、住民基本台帳カード	●		
	国民健康保険、国民年金の資格得喪や関連する出産育児一時金・埋祭費	●	●	
各種証明書などの発行	戸籍の全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、不在籍証明書、住民票の写し、不在住証明書、印鑑登録証明書、記載事項証明書、受理証明書	●	●	●
	埋火葬許可証、転入学通知書、住居表示変更証明書、町名・地番証明書	●	●	
	生活保護法に基づく診療依頼書、税関係証明書、粗大ごみ手数料納付券	※1	●	
	自動車の臨時運行許可証	●	※2	

※１　診療依頼書は、各区の保健福祉センターで、税関係証明書は東部・西部各税事務所又は各区税事務所出張所で、粗大ごみ手数料納付券は各区地域振興課で発行します。

※２　泉市民センター及び土気市民センターのみ取り扱います。（その他の市民センターでは、取り扱いできません。）

（２）所在地一覧

○各区役所市民総合窓口課

名称	所在地	☎
中央区役所	〒260-8733　千葉市中央区中央 4-5-1　Qiball(きぼーる)11 階	221-2109
花見川区役所	〒262-8733　千葉市花見川区瑞穂 1-1	275-6236
稲毛区役所	〒263-8733　千葉市稲毛区穴川 4-12-1	284-6109
若葉区役所	〒264-8733　千葉市若葉区桜木北 2-1-1	233-8126
緑区役所	〒266-8733　千葉市緑区おゆみ野 3-15-3	292-8109
美浜区役所	〒261-8733　千葉市美浜区真砂 5-15-1	270-3126

○市民センター

名称	所在地	☎
市役所前市民センター	〒260-0026　千葉市中央区千葉港 2-1	248-5701
生浜市民センター	〒260-0813　千葉市中央区生実町 67-1	265-5335
松ヶ丘市民センター	〒260-0807　千葉市中央区松ヶ丘町 257-2	263-7429
犢橋市民センター	〒262-0013　千葉市花見川区犢橋町 162-1	259-2502
花見川市民センター	〒262-0046　千葉市花見川区花見川 3-31-102	259-0200

幕張本郷市民センター	〒262-0033　千葉市花見川区幕張本郷 2-19-33	273-7386
さつきが丘市民センター	〒262-0014　千葉市花見川区さつきが丘 1-32	257-5446
山王市民センター	〒263-0004　千葉市稲毛区六方町 55-29	421-6000
泉市民センター	〒265-0061　千葉市若葉区高根町 963-4	228-0200
千城台市民センター	〒264-0004　千葉市若葉区千城台西 2-1-1	237-0561
誉田市民センター	〒266-0005　千葉市緑区誉田町 1-789-49	291-0003
土気市民センター	〒267-0061　千葉市緑区土気町 1634	294-0002

○連絡所

名称	所在地	☎
蘇我駅前連絡所	〒260-0834　千葉市中央区今井 1-14-43	261-4363
こてはし台連絡所	〒262-0005　千葉市花見川区こてはし台 1-22-19	250-7001
長作連絡所	〒262-0044　千葉市花見川区長作町 1722-1	257-0707
大宮台連絡所	〒264-0015　千葉市若葉区大宮台 4-1-1	268-1202
椎名連絡所	〒266-0022　千葉市緑区富岡町 318	292-0062

■その他の相談

１　男性電話相談

家族、職場、生き方、人間関係、心や体などの様々な悩みや問題について、男性相談員が応じます。

○利用時間：金曜日　18:30～20:30（祝日・年末年始を除く）

☎ 209-8773（電話のみ）

２　ＬＧＢＴ専門相談

日常生活において LGBT 当事者やその周囲の方(家族・友人・先生・職場関係の方など)が抱える悩みなどを、相談することができます。

○利用時間：市ホームページをご確認ください。

○受付方法：電話の場合　☎245-5440、LINE の場合　市ホームページより「友だち追加」

３　更生保護サポートセンター

地区保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点であり、更生保護活動に関する情報提供なども行っています。

	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜
設置場所	中央コミュニティセンター 7 階	花見川区役所 1 階	稲毛区役所 1 階	若葉区役所 3 階	緑区役所 3 階	美浜区役所 4 階
開設曜日・時間	火曜日～木曜日 10 時～16 時	月曜～金曜 10 時～16 時	月曜～金曜 9 時30分～15 時30分	火、木、金曜日 10 時～16 時	月曜～金曜 9 時～17 時	月曜～金曜 9 時～17 時
☎	241-2351	272-3715	254-0100	235-0268	309-8610	270-2868

2　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

２　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

２　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

３　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

４　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっと

り、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（連携、情報の提供等）
第五条　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
２　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
３　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
４　再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。
（再犯防止啓発月間）
第六条　国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。
２　再犯防止啓発月間は、七月とする。
３　国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。
（再犯防止推進計画）
第七条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。
２　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
二　再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
四　矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
五　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
３　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

５　法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
６　政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
７　第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。
（地方再犯防止推進計画）
第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
（法制上の措置等）
第九条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
（年次報告）
第十条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。
第二章　基本的施策
第一節　国の施策
（特性に応じた指導及び支援等）
第十一条　国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
２　国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。
（就労の支援）
第十二条　国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。
（非行少年等に対する支援）
第十三条　国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学

校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条　国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条　国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条　国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条　国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条　国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を

実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条　国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条　国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条　国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条　国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節　地方公共団体の施策

第二十四条　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3　千葉市再犯防止推進計画の策定経緯

（１）千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会

計画策定の協議の場として、刑事司法機関や民間団体を中心とした協議会を設置し、計画策定のための協議等を行いました。

【開催状況】

令和４年２月　策定方針（案）の検討
５月　計画の素案の検討
７月　計画の原案の検討
11 月　計画の最終案の検討

（２）千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（附属機関）

千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の協議等、必要な手続きを経たうえで、策定方針（案）や計画（案）について諮り了承を得ました。

【開催状況】

令和４年３月　策定方針（案）の了承
７月　計画の原案の了承
12 月　計画の最終案の了承

4　千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会規約

（設置）

第１条　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づく地方再犯防止推進計画を策定するため、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）千葉市再犯防止推進計画の策定に関すること

（２）その他、連絡協議会の目的達成のため必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、千葉市保健福祉局健康福祉部長の職にある者及び別表に掲げる構成団体から推薦された者をもって組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は、令和４年 12 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会に会長を置く。

２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

３　会長は、千葉市保健福祉局健康福祉部長の職にある者とする。

４　会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

（報酬及び費用弁償）

第７条　委員は無報酬とする。ただし、交通費等の実費については千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成２年千葉市条例第 32 号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、令和４年２月９日から施行する。

別　表

No.	構成団体
1	千葉県帰性会
2	千葉市保護司会連絡協議会
3	千葉市更生保護女性会連絡協議会
4	千葉県弁護士会
5	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
6	千葉県地域生活定着支援センター
7	千葉市社会福祉協議会
8	千葉保護観察所
9	千葉地方検察庁
10	東京矯正管区
11	千葉少年鑑別所
12	八街少年院
13	千葉刑務所
14	千葉公共職業安定所
15	千葉県警察本部

5　社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員一覧

【令和３（2021）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下　興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 竹川　幸夫	千葉市社会福祉協議会会長
岡本　武志	千葉県社会福祉士会
亀井　琢磨	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
川畑　利博	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
齋藤　一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
斎藤　博明	千葉市医師会会長
住吉　タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
髙野　正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
高山　功一	千葉市身体障害者連合会会長
武井　雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越　浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
松崎　泰子	日本社会事業大学理事
森元　秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長
山口　誠	千葉市青少年育成委員会会長会　会計監査

【令和４（2022）年度】

氏名（敬称略）	所属団体等
◎ 山下　興一郎	淑徳大学総合福祉学部准教授
○ 初芝　勤	千葉市社会福祉協議会会長
岡本　武志	千葉県社会福祉士会監事
川畑　利博	千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表
齋藤　一男	千葉市民生委員児童委員協議会会長
斎藤　博明	千葉市医師会会長
住吉　タミコ	千葉市ボランティア連絡協議会会長
髙梨　憲司	千葉市身体障害者連合会副会長
髙野　正敏	千葉市地域自立支援協議会会長
武井　雅光	千葉市町内自治会連絡協議会
鳥越　浩	千葉市老人福祉施設協議会会長
藤田　啓子	千葉市青少年育成委員会会長会　会計監査
松崎　泰子	元淑徳大学教授
三須　和夫	千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）
森元　秧	千葉市赤十字奉仕団本部委員長

◎会長　○職務代理

6　千葉市ＷＥＢアンケート調査結果

１　調査名　　千葉市ＷＥＢアンケート調査

２　調査期間　　令和４年（2022）年４月１日　～　４月 10 日

３　回答者数　　1,000 人

※　割合（%）は小数点第 2 位以下四捨五入のため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

※　複数回答の割合（%）は、各設問の対象者数を基数（n）としているため、割合の合計が 100%を超える場合があります。

４　回答者の属性

（１）性別

性別	回答数	割合
男性	476	47.6%
女性	512	51.2%
その他	3	0.3%
未回答	9	0.9%
合計	1,000	100.0%

（２）年齢

年齢	回答数	割合
10 代以下	24	2.4%
20 代	39	3.9%
30 代	130	13.0%
40 代	219	21.9%
50 代	271	27.1%
60 代	161	16.1%
70 代以上	156	15.6%
合計	1,000	100.0%

（３）居住区

居住区	回答数	割合
中央区	206	20.6%
花見川区	145	14.5%
稲毛区	162	16.2%
若葉区	98	9.8%
緑区	128	12.8%
美浜区	236	23.6%
市内在勤・在学	25	2.5%
合計	1,000	100.0%

（４）職業

職業	回答数	割合
会社員	343	34.3%
自営・自由業	44	4.4%
パート・アルバイト	151	15.1%
公務員	54	5.4%
学生	32	3.2%
専業主婦・主夫	183	18.3%
無職	164	16.4%
その他	29	2.9%
合計	1,000	100.0%

【問 1】再犯防止を推進するにあたり、罪を犯した人等を支える民間協力者等がいますが、知っているものは何ですか。（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
保護司（犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア）	641	64.1%
少年補導員（街頭補導活動など非行防止活動に従事しているボランティア）	382	38.2%
更生保護施設（矯正施設（刑務所や少年院等）から釈放された人等、直ちに自立更生することが困難な人等に対し、法務大臣の認可を受け一定期間、宿泊場所等を提供する施設）	326	32.6%
協力雇用主（罪を犯した人等を雇用し，または雇用しようとする民間の事業主）	213	21.3%
自立準備ホーム（NPO 法人や社会福祉法人が、矯正施設から釈放された人等、直ちに自立更生することが困難な人等に対し、一定期間、宿泊場所等を提供する施設）	134	13.4%
更生保護女性会（地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動等を目的とするボランティア団体）	85	8.5%
千葉県地域生活定着支援センター（矯正施設を退所した高齢者や障害のある方へ福祉による生活支援をコーディネートする機関）	79	7.9%
千葉県中核地域生活支援センター（複合的な課題を抱えた方等、地域で生きづらさを抱えた方等を分野横断的に幅広く受け止めて、相談支援を行う機関）	57	5.7%
BBS 会（犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体）	33	3.3%
その他　（　　）	4	0.4%
1 つも知らない	194	19.4%

【問 2】再犯防止に関する取り組みの一つとして、「社会を明るくする運動」が行われていますが、知っていますか。（1 つだけ回答）

設問	回答数	回答割合
知らない	832	83.2%
知っている（参加したことはない）	152	15.2%
知っている（参加したことがある）	16	1.6%

【問 3】国や県が再犯防止に関する計画を策定し、推進していることを知っていますか。（1 つだけ回答）

設問	回答数	回答割合
知らない	827	82.7%
知っている（具体的な内容は知らない）	159	15.9%
知っている（具体的な内容も知っている）	14	1.4%

【問４】再び罪を犯さないために、大切なことは何だと思いますか。（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
生活を安定させるための仕事や住まいの確保	714	71.4%
罪を犯した人等が相談しやすい環境の整備	482	48.2%
刑務所・少年院・保護観察所など、国の行政機関による社会復帰に関する支援の継続	439	43.9%
親族や友人、知人とのつながり	363	36.3%
国や地方公共団体、民間の関係団体の連携・協力	264	26.4%
地域ぐるみでの再犯防止に向けた啓発活動や支援	250	25.0%
非行や犯罪行為を防止するための啓発活動や周知	243	24.3%
わからない	68	6.8%
特になし	24	2.4%
その他（　　）	41	4.1%

【問５】罪を犯した人等の中には、貧困や疾病などの様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないとされています。こうした人たちへの支援や協力を行いたいと思いますか。

設問	回答数	回答割合
思う（すでに行っている）	24	2.4%
思う（行っていない）	152	15.2%
どちらかといえば思う	458	45.8%
どちらかといえば思わない	225	22.5%
思わない	141	14.1%

【問６】どのような協力・支援方法があったら参加したいですか（既に参加しているものを除く）。

※　問５で「思う（すでに行っている）」、「思う（行っていない）」、「どちらかといえば思う」を選択した人のみ（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
わからない	225	35.5%
民間協力者のようなボランティア活動等に参加する	187	29.5%
市役所や民間協力者などの相談機関を案内する	163	25.7%
相談に乗る	111	17.5%
罪を犯した人等を支える人たちへの寄付などにより経済的に支援する	105	16.6%
買い物などに付き添う	58	9.1%
その他（　　）	13	2.1%

【問 7】支援や協力をしたいと思わない理由は何ですか。（複数回答可）

※　問５で「どちらかといえば思わない」、「思わない」を選択した人のみ（複数回答可）

設問	回答数	回答割合
自分や家族の身に何か起きないか不安	167	45.6%
わからない	161	44.0%
どのように接すればよいかわからない	140	38.3%
かかわりを持ちたくない	142	38.8%
協力や支援は、国や地方公共団体が行うべき	64	17.5%
時間や体力、金銭面などの余裕がない	138	37.7%
きっかけがない	52	14.2%
その他（　　）	17	4.6%

7　用語集

か行

○仮釈放

「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。

○起訴

公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。

○起訴猶予

検察官が、犯罪の事実が明白な場合において、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により起訴を必要としないときにする処分のこと。

○協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主

○検挙件数

警察が捜査を遂げて検察庁等へ送致等した件数

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。

○更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがある等の理由により、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、生活指導や職業補導等を行い、自立を援助する民間の施設。法務大臣の認可を受けた更生保護法人等によって運営されている。

○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体。

さ行

○再犯者

過去に罪を犯し検挙されたことがあり、再び検挙された人のこと。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

○自立準備ホーム

保護観察所が、あらかじめ登録されたＮＰＯ法人等の事業者に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所や食事の提供、毎日の生活指導等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼ぶ。

た行

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。また、令和３（2021）年度から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等であっても、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う、被疑者等支援業務を実施している。

○千葉県中核地域生活支援センター

制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24 時間 365 日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で高度専門性をもった寄り添い支援を行っている。

○特定少年

令和４年４月１日から民法上の成人年齢は 18 歳以上となったが、刑事司法上は、18 歳及び 19 歳には引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定する。

18 歳以上の少年を「特定少年」といい、少年法は適用されるものの、原則逆送（検察官送致）対象事件の拡大や逆送決定後は 20 歳以上の人と原則同様に取り扱われるなど、17 歳以下の人とは異なる取扱いがされる。

逆送決定された後は、原則として検察官により刑事裁判所に起訴され、懲役刑（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）施行後は拘禁刑）、罰金刑などの刑罰が科される。

○特別調整

受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障害があり、適当な帰住予定地がなく、釈放後直ちに

福祉サービスを受ける必要のある者の生活環境の調整について行われる手続。

な行

○認知件数

警察が犯罪の発生を認知した件数

は行

○非行少年

犯罪少年（14 歳以上で罪を犯した少年）、触法少年（14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）の総称。

○ＢＢＳ会

ＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

○保護観察

保護観察対象者（保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者）の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その人に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して指導監督及び補導援護を行うこと。

○保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する人。

○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

千葉市再犯防止推進計画

令和４(2022)～８(2026)年度

発　　行　　令和5年１月
企画・編集　　千葉市　保健福祉局　健康福祉部　地域福祉課
〒260－8722　千葉市中央区千葉港１－１
電　　話　　043－245－5218
ＦＡＸ　　043－245－5620
電子メール　　chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

千葉市再犯防止推進計画

千葉市
CHIBA CITY

千葉市再犯防止推進計画

令和５（２０２３）年１月

千葉市